

第1回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

西別府 治君

1. 神村学園前駅周辺まちづくり計画の進捗について
 - (1) 駅を中心とした計画的な土地利用の実現について伺う。
 - ・各ゾーンの現状と今後の進め方
 - (2) 良好な住宅地等の形成に必要となる幹線道路の整備について伺う。
 - (3) 高齢化社会に対応した移動手段のための交通環境整備について伺う。
2. 交通安全対策について
 - (1) 旧国道別府線基点の横断歩道設置について伺う。
 - (2) JR鹿児島本線湊川向踏切の3号線側道路拡幅について伺う。

中里純人君

1. 地元商店活性化策について
 - (1) 企業誘致と交流人口による人口増対策について伺う。
 - (2) 地域商店と買い物困窮者の現状について伺う。
 - (3) 買い物支援の具体的施策について伺う。
 - (4) 中央商店街駐車場対策について伺う。
 - (5) 空き店舗対策について伺う。
2. 体罰根絶について
 - (1) 本市の体罰の実態について伺う。
 - (2) 体罰根絶に向けた具体的施策について伺う。
 - (3) 事実関係を明らかにする機関の設置について伺う。
3. 生涯スポーツの推進について
 - (1) 生涯スポーツの現状について伺う。
 - (2) 推進のための具体的施策について伺う。
 - (3) 雨天時にテニス・グラウンドゴルフ場として使用できる施設の整備について伺う。

福田清宏君

1. いちき串木野市国民宿舎等について
 - (1) いちき串木野市国民宿舎等企画運営委員会の開催状況等について伺う。
 - (2) いちき串木野市国民宿舎運営協議会の開催状況等について伺う。
2. 総合運動公園について
総合運動公園内に神村学園の人工芝サッカー場は位置するか伺う。
3. 運動広場等について
 - (1) 旭地区運動広場の現状と今後の課題について伺う。
 - (2) 荒川コミュニティ広場の現状と今後の課題について伺う。
4. 学校給食の食器について
持ちやすい食器と今後の購入予定について伺う。

西中間義徳君

1. 学校の耐震化について
 - (1) 現状について伺う。
 - (2) 非構造物の耐震化について伺う。
 - (3) 学校避難所の設備不足について伺う。
 2. 食物アレルギーについて
 - (1) 学校給食の対応について伺う。
 - (2) エピペンについて伺う。
 - (3) 教職員の研修について伺う。
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	平石耕二君	10番	西別府治君
2番	西中間義徳君	11番	楮山四夫君
3番	宇都隆雄君	12番	竹之内勉君
4番	中村敏彦君	13番	寺師和男君
5番	南竹篤己君	14番	原口政敏君
6番	中里純人君	15番	宇都耕平君
7番	枇榔秋信君	16番	福田清宏君
8番	濱田尚君	17番	東勝巳君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	臼井喜宣君	主	幹	荒田和信君
補	佐	平川秀孝君	主	査	石元謙吾君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	土木課長	久見瀬博行君		
副	市	長	石田信一君	都市計画課長	古菌智久君	
教	育	長	山下卓朗君	市来支所長	橋口享史君	
総	務	課	長	前屋謙三君	教委総務課長	樋ノ口実君
政	策	課	長	田中和幸君	学校教育課長	有馬勝弘君
財	政	課	長	中屋謙治君	市民スポーツ課長	吉田裕史君
福	祉	課	長	中尾重美君	消防長	深山龍朗君

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、西別府治議員の発言を許します。

[10番西別府 治君登壇]

○10番（西別府 治君） おはようございます。

昨年の政権の変化により、政治や経済が大変早いスピードで推移しています。国の新しい政策に迅速かつ柔軟に対応し、地域の資源を活かした政策を発信し、市民が行政と一体となって、まちの将来像を常にシミュレーションできることが大切だと思います。

まず、初めに2010年3月に開業した神村学園前駅、3カ年が経過しますが、駅乗降客の推移や周辺の変化などの現状をお聞きしたいと思います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

西別府治議員の御質問にお答えいたします。

駅の乗降数についてであります。

神村学園前駅は、平成20年3月に開業し、平成22年度は乗降客数52万5,394人で、1日平均1,439人、翌23年度は63万2,475人で、1日平均1,733人と、1年で1日平均300人増加している状況でございます。

次に、駅周辺のまちづくり計画についてですが、まちづくり計画の中の土地利用方針については、大きく、都市的土地利用ゾーンのほか、現況を基本とした農業ゾーン、環境保全ゾーンとし、都市的利用の中で、さらに便利施設ゾーン、移住ゾーン、田園集落ゾーンを設定をしているところであります。

○10番（西別府 治君） 乗降客もかなり伸びをしている状況の中で、最近、ごろごろを引っ張って、ポストンバッグじゃなくて、旅行用のああいう方が、

やっぱりたくさんおいやつですね、引かれて。そして、着物が、もう通常、私たちの地域で生活してる着物じゃなくて、やはり、新幹線で行かれるんでしょうね。そういった服装の方が増えてきておる状況が見えております。大変いいことじゃないかなというふうに考えております。3年間の実績が積み重なって、どんどん、どんどん伸びていく傾向にあることが望まれておるんじゃないかなというふうに考えております。

市長のほうから、各ゾーンについて設定をしてあるということでございます。今日は、二つのゾーン、便利施設ゾーンと居住ゾーン、この二つについて質問させていただきたいと思っております。

まず、駅を中心にした計画的な土地利用については、便利施設ゾーン、国道3号線ゾーンの展開するゾーンであります。周辺では駅を中心にした地域形成が進むと思われております。駅を地域の拠点として、現在、国道3号線沿道は、商業施設等が立地していることから、今度、商業施設等の立地を促進し、地域の利便性を高めるため、沿道の土地利用の実現が必要と思われませんが、この便利施設ゾーンについて現状について伺います。

○市長（田畑誠一君） 便利施設ゾーンについてでありますけれども、国道3号沿線における商業施設等の立地を促進をして、地域の利便性を高めることとしております。現状として、国道3号の歩道、おかげさまで用地の御相談をいただきまして、歩道拡幅事業に伴う土地の流動等により、工事もしておりますが、新たな店舗が開業するなど、おおむね、方針に沿った利用となっております。

○10番（西別府 治君） 流れ的には、おおむね店舗が張りついてきてるのかなという状況がありますが、民間活力の導入といいますか、このことがやはり一番大きく、この便利施設ゾーンには必要かなというふうに考えております。その中で、用途地域の指定というのを平成24年度でなさっていらっしやいます。恐らく、お聞きはしておりませんが、近隣商業地域というのになってるんじゃないかなというふうに考えます。民間の立場から見れば、この地域、この沿道がどのような町並みを形成していく

ために、市が土地の役割を決めているかということが、非常に心強いものが、民間の企業、店舗が進出するためには、いろんなものができたところじゃなくて、大体、こういった地域の店舗が出店していくよというのが明確になっているということが、やはり民間側から見た場合、行政からじゃなくて民間から見た場合は、非常に大きな出店のチャンスと捉えて民間導入が図られるんだそうです。そういう話だそうです。

そこらあたりについて、市長、今、そういった流れがございまして、現状は、結構いい流れの中で張りついておりますけれども、もっともっと、やはり活性化していかなといかなのかなというふうに思います。もっと言えば、食のまちをアピールするようなお店も増えてきてます、いろんな意味で。増えてきてますから、やはり、交流人口がそこに入ってきて、いろんな見地、この地域を見ていただく、そうすることが最終的にはこの定住にもつながっていくんじゃないかなというふうに思っております。

市長、どうですかね。そこらあたりの情報発信といますか、近隣商業地域としてのもっともっと情報発信もしながら、こういう決めてあることを強い情報発信をしていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、いかがですかね。

○市長（田畑誠一君） 国道3号線沿線沿いというのは、何と言いましても、やはりまちの核になるところ、賑わいゾーンといいますか、そういった意味で中心的な役割を果たす場所だと思っております。したがいまして、この利便施設ゾーンと位置づけまして、商業施設等の立地を促進したいということで、地域の利便性を高めていこうと考えておりますが、現状として、そういった意味でも、さっき申し上げましたとおり国道3号の歩道もおかげで用地の御相談に行きまして、工事を、今、しているところであります。

また、待望の神村学園前駅前、これはやはり、あの地域一帯の活性化ということで、地域の発展、未来をかけて議会の皆さんの議決をいただいて建設をした神村学園前駅であります。さっき申し上げましたとおり、一番最初に御質問なされたとおり、もう

1年間で実は300人、乗降客が増えておりまして、串木野駅にも追いつこうというふうな勢いでありませぬ。そういった意味で、大いに活性化が図られることを期待をしているところであります。

○10番（西別府 治君） この利便施設ゾーン、これは今からもあそこの地域拠点の顔になっていくのかなと。ですから、やはり強い情報発信力を持ちながら、行政がこういった、この地域はこういうふうなまちづくりを進めていくんだよという強い情報発信力を重ねて発信していくことが、私はもっともっと流れが強いものになっていくのかなというふうに考えております。

都市計画決定をされて、そういったことを進められていく中において、ちょっと専門的な用語でわかりにくかったかもしれませんが、問題は、そういった行政市民がしっかりとこの地域を育てて、活性化した拠点として進めていく意気込みがあるよというのを、民間の企業に訴えていくことが大切じゃないかなというふうに思いますので、今後とも、そういった情報発信については進めていただきたいというふうに考えております。

次に、駅背後地、後ろのほうですけれども、駅背後地の居住ゾーンについてであります。神村学園前駅の、いわゆる歩いて行ける徒歩圏では、住宅の立地が進んでいる現状であります。道路が整備され、快適で機能的な住環境の形成について伺います。

○市長（田畑誠一君） 駅東側を含む居住ゾーン、別府、八房などの田園集落ゾーンでは、道路等の整備に努めて、良好な住環境の形成により、住宅の立地を促進することとしております。現に、駅の開業後、平成22年から24年、照島地区では、計52件の建物が新築されております。特筆すべきは、まさに駅の開業後、居住ゾーンですが、酔之尾、別府、八房、ひばりが丘といった、駅の徒歩圏で26件、住宅の新築がされております。そういった面で、何と言いますか、反応と言えばいいんでしょうかね、市民の皆さんの高い関心が寄せられておるんだなということをお話していると思っております。これからはますます期待されると思っております。

○10番（西別府 治君） かなり濃い状態の中での

建設が進んで、皆さん、本当に興味があられるでしょうね、やっぱり新築される中において利便性かれこれ考えたとき。今後も、また、どんどん、どんどん進んでいくことと思いますが、計画の中に、住宅の開発促進区域というのが設定してあります。この東側は、養護学校の下からずっと酔之尾東のほうに行きますと、木原墓地の下を通りまして、赤の点滅信号が、酔之尾東団地のところから来ればありますよね。あれからちょっと外れたところまでが開発促進区域ということになっております。ちょっと読みますと、居住ゾーンのうち、神村学園前東側の区域を対象に開発促進区域を設定し、民間の活力を活かした開発により、区画、道路が計画的に整備された住宅地を主体とする土地利用を誘導するというふうに書いてあります。まさしく、この地域を促進地域にしまして進めていくということが必要だと思っております。

ただ、今、申しました場所につきましては、なかなか農地と混在した状態、また、後背地も混在してまして、土地利用が非常に不規則な開発とか、そういうのが予想されるのかなというふうに考えております。その中で、この開発計画の中に地区計画制度というのが盛り込まれておりまして、地域の方々、地区を含めてどんな計画をして、促進地域を定住に導いていくかというのを計画していくようになっておるんですけど、それは段階的に、今、進んでいくところであるのかなというふうに考えております。

今、その中で、市長、公園をつくってほしい、この中に含まれてるんですよ。やっぱり、住宅地ができますと公園が必要になってきますよね。防災上の観点からも、どこかで入り口を持っていかないと、地区の方々とのいろんな地区計画制度等を含めながら、結局、地域の関係者と協議をして、まちづくりを含めた促進開発、地域の流れをつくっていかうとしてるんですけど、どこかキーがないと進んでいけないんじゃないかなというふうに考えます。それで、何か公園等、現在、どこかそこらあたりでの入り口の部分なんですよ、は、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（田畑誠一君） さっき申し上げましたとお

り、駅の建設というのは、あのまちの地域おこし、地域の活性化という大きな目標で議会の皆さんの議決をいただいたわけではありますが、何と言いましても、駅を中心にして、あの地域は医療施設もあります、学校もあります。それから、買い物のお店等も整っております。そしてまた、国道3号にも面しているということで、とてもいろんな面で生活をしていく上での利便性の高い地域だと思っております。

そのことは、既に駅をつくってから52件、あのかわいだけで26件という話をしましたが、空き家がどんどん増えている中で、とても画期的なことだと思っております。今、申された開発促進区域になるわけですけれども、これは、先ほど来、お話しなされておられますとおり、地域関係者の方々と市が協議をして、これからの計画を進めようとしております。その中には、当然、幹線道路であり、今、お示しの公園の話とかというのは、これからの検討課題になるのではなかろうかと期待をしているところであります。

○10番（西別府 治君） 地域と一体となってでき上がっていかうとしてます、今、この地域は。そのためには、やはり地域との入り口をうまく設定をされることが大事なかなというふうに思います。

道路等についてはいろいろあるでしょう。いろんな権利等、地権者がありますけれども、私は、公園については、やっぱり皆さん、割と了解を得られるんじゃないかなと思いますね。だから、その入り口を活用しながら、地域の方も一体となって、行政が一体となって進めていく。このことがいつされるか、いつからスタートするかということが、私は最も、今、市長が言われる地域拠点、医療もあります、いろんなのがそろってきます、利便施設ゾーンの中にですね。まだまだ充実してくると思います。次は、その居住スペース、居住ゾーンの展開というふうになっていくわけですから、ぜひ、そういった地域とのコンタクトをとる手法としての流れを強めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（田畑誠一君） 人々の住まいの中で、安心・安全というのが第一でありますから、そういった中で、先ほどから言われております公園というの

は、やはり憩いの場として、そして健康づくりの場として、地域の皆さんの連携、連帯を結ぶ生きがいのある場として大事な施設だと思っております。これはどこに限らずですね。そういった意味で、これから、地域の関係者の皆さん方と市が協議をするわけですが、大いにそういった面で議論がなされるのではなかろうかというふうを考えているところであります。

○10番（西別府 治君） 私は、かなり良好な住宅地になるんじゃないかなと思います。計画では1,000人規模での居住を予想されますけれども、それは低く見積もった部分の数字ですから、私はもっと居住されていくんじゃないかなというふうに思います。

人口対策、交流人口を、今、市長は一生懸命されていらっしゃる。そして、その交流人口の方々が、この駅を使ったりして、店舗に行かれたりして、多くの方々がこの地域を見ていただく。そして、その次に、ここだったら住んでみたいなど、そこまでつなげていける流れが私はあると思います。だから、やはり、そのきっかけを早く、インフラの整備も必要、金額的にも大変でしょうけれども、やはりそこらあたりを、きっかけを早くつくっていただくことが、地域とは必要かなというふうに思っておりますので、また今後とも、そういった流れを重点的に進めていかれてください。

これで、今の各ゾーンについては、終わりたいと思います。

次に、良好な住宅地等に必要となる幹線道路の整備についてです。

これは、今の質問とかなり重なってくるんですが、まず、養護学校入り口の立体交差について、どのような現状なのかということをお聞きしたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 現在、上名線のごもんちゃんですかね、あの近くの交差点から串木野養護学校方面に約200メートルを平成27年度工事着手に向けて、関係機関と協議を進めております。今年度はJR九州、鹿児島国道事務所などの協議にあわせて、用地のお願い、補償の承諾に取り組んでいるところ

であります。協議等に時間を要している状況であります。引き続き、工事着手に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（西別府 治君） 今、ごもんちゃんとおっしゃいましたので、ごもんちゃんといいますが、ごもんちゃんのガードは非常に小さいんですね。あそこに立体交差をすれば、かなり大きな大きさになるのかなと思うんですけども、具体的にどのくらいの大きさの、いわゆる立体交差の面積になるのかなと思うんですけど、いかがですか。

○市長（田畑誠一君） JRの鹿児島本線谷川橋梁とあそこは称しておるようですが、現在、幅が3.3メートルしかございません。内空高が4メートルあります。計画は、車道幅員3メートルの2車線、歩道幅2.5メートル、内空高を4.2メートルのボックス型で、串木野養護学校の道路幅員と同じになります。JR九州、JR貨物とは、工事までの協議に2年半を要して、平成20年から26年にかけて工法等について協議を行っております。今年の2月19日にJR貨物駅より、夜間作業時における運休の承諾を得たところであります。

今後、27年度着手に向けて、JR九州、JR貨物と引き続き、協議を行ってまいります。

○10番（西別府 治君） かなり大きな断面ですね、今、お聞きする中では、養護学校の道路が、そのまま立体交差すると。本当、大工事といえますか、そんな感じですよ。

あとはJR貨物が夜中3時に通るんですね、貨物が。あと、6時に通りますから、工事時間とかいろんな調整が今からされていくと思いますけれども、結構、工事着手、27年ですか、着手であっても工事期間もかなりかかるんじゃないんですかね。どんなもんですかね、予定としてはどのくらい。二、三カ月の工事で済むような話じゃないような気がしますけど、いかがなんですかね、そこらあたりは。

○土木課長（久見瀬博行君） 今のごもんちゃんのガード下の工事の件ですけれども、27年度から着手ということで、今現在、関係機関と協議中でありませぬ。議員仰せのとおり、現場、非常に工事期間を要すると我々も踏んでるところであります。その中で、

最低限度、短期間でできるような格好の工法を、今、探っているところですので、今のところは何カ月というのがなかなか言えない状況にあります。

以上です。

○10番（西別府 治君） 期間については最短でというお話ですが、私、思うには、先ほどの開発促進区域との絡みが出てくるのかなと思います。まず、ごもんちゃんのここを抜かんことには、なかなか進めていけない状態なんですよ。ただ、これが、やっぱり時間がかかりますから、これを待って、次のステップにとなれば、リスクが非常に増えてくるのかなと、開発にですね。思っております。

その後に東線というのが、なかなか図面で言わんとわかりにくいんですけど、背後地に、あそこの酔之尾東団地に向かっている道路があるんですよ。今、走ってます。それ、東線というらしいんですね。今、ここに描いてありますけれども。それと、今のごもんちゃんの道路とがつながってくるわけなんです。だから、リスクの分散をしないといけない、早くそういった定住の方々にも土地を見てもらって、ここに住みたい意欲を上げてもらわなければならない、やっぱりそういったのも今後発生してくるのかなというふうに思います。

計画では中期以降なんです、この東線の計画は。ただ、それでは全体を把握していく中での形態が乏しくなってくるのかなと思っておりますので、リスクの分散を進めるためにも、一部改良やら、部分着工みたいな流れも私は必要になってくるんじゃないかなというふうに考えますが、市長、いかがでしょうか、そこらあたりについては。

○市長（田畑誠一君） 今、お述べになりましたとおり、まさにそういった面で重要だと思います。これは仮称でありますけれども、神村学園前駅東線として位置づけております。まだ今の段階では、具体的な整備計画は持っておりませんが、先ほどからお述べになっておられますように、市街地形成という点から非常に重要な路線であります。したがって、今後、都市計画道路策定に向けた基礎調査を検討してまいります。

○10番（西別府 治君） 都市計画決定をされて、

また次のステップに行く流れをとっていただいて、民間活力の導入をやはり強く進めていくことが大切であると思いますので、流れをつくっていただきたいというふうに考えます。

以上で、その部分については終わりたいと思います。

3番目ですが、高齢化社会に対応した移動手段のための交通環境整備ですが、駐輪場の新たな設置と、タクシーストップの設置について伺いたいと思います。

先ほどから、乗降客の増加とか、いろんなことの話がされる中において、駐輪場は、当初、予定していたよりもたくさんとまっていると。しかも、増えているという状況にあります。ここらあたりが大きなポイントになってくるのかなと思っております。

それから、タクシーもなかなか、送迎の方々がいらっしゃいまして、高齢者の方であったり、不自由な方が早くタクシーに乗りたくないのに、なかなかそういったところの実現できてない。送迎につきましては、早くからスペースの必要性がありますけど、キャパシティの問題とかいろいろあります。この2点については、やはり早期の対策が必要かなというふうに考えております。

市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 駅前広場の駐輪場につきましては、建設時においては40台分用意しました。加工したわけでありまして、今、お述べになりましたとおり、乗降数の増加に伴い自転車の数が非常に増加しております。ちなみに、駅前広場では、開業以来、養護学校の生徒さんに花壇の手入れをしていただいております。また、神村学園の生徒さんにトイレとか、階段の清掃をしていただいております。大変、ほほえましいことでもあります。ありがたいことでもあります。

また、市としても掲示板の設置など、環境の整備をしてまいりました。駅前の環境整備というのは、利便性はもちろんですが、やっぱり養護学校や神村学園の生徒さんに協力していただいているように、地域のイメージが非常に大事だと思うんですね。そういった面で、駐輪場が狭くなってきたわけでは

けれども、乗降客が増えましてですね。したがって、今、限られたスペースの中で、もっと有効な活用方法はないのかなと検討することが一つ。それから、もう一つは、やはり周辺部の民有地で、どこか活用させていただくことはできないのか、そういったことを検討してまいりたいと考えております。

○10番（西別府 治君） 市長がおっしゃるように、イメージ戦略だと思います。自転車がはびこって、点字ブロックまではみ出して、乱雑にとめられている。そういったところに、この利便施設ゾーンの出店をされる方々が見に来るとするじゃないですか。どうなのかなという気がしますよね。そして、御飯を食べに来て、交流人口の方々が、定住を目指そうとしてふと目をやれば、やはりそういった現状が目に入ってくる。駅としての機能は非常にいいわけですよ。いいがゆえに、そういった自転車やら単車やらが、もうとめられなくなっている現状がございます。だから、やっぱりイメージ戦略、養護学校の皆さん、神村学園の皆さんが、やっぱりそういったのを展開される中で、いち早く、自転車置き場については、そう大きなスペースは、駐車場とかという話なら、でしょうけど、要りませんので、やっぱり新たに設置をしないと身障者が通れないですよ、はっきり言わせて。点字ブロックに、もう乗り上げていますから。そげんせな、とめならんとですよ、はっきり言って、現状は。そこについては、やはり、民間活力を引き込むためにも、イメージ戦略としての駐輪場の整備については進めていただきたい。いかがですか。

○市長（田畑誠一君） 駅の利用者が増えて、自転車が非常に増えてきた、これはまた非常にいいことだと思うんですけども、駐輪場がないということ、あるいは、はみ出しておったりしたして、これはまた見苦しいものであります。自転車の所有者そのものも困るけれども、さっきから言われておりますとおり、やはり、まちのイメージとしてよくありません。したがって、さっき申し上げましたとおり、今の状況でよりよい活用法はないものかと、もう一つは、やはり、民間の方々にどこか御相談できる場所はないものだろうか、その両方から検討してま

いりたいというふうに考えております。

○10番（西別府 治君） 減少傾向じゃないんですよ、市長。増えてきてますから。それは、キャパシティの問題が、当然、問われてきますから、ぜひ、そういった方向性は御理解いただいて、意思決定をしていただきたいと思っております。駐輪場についてはですね。

それから、タクシーなんですよけれども、例えば、新幹線で川内駅に來られて、ここまでJRを使って來られた方々が、荷物があつたり、また、たまたま帰郷したりとか、いろんなことがあつて駅を利用されるわけですよけれども、何、この駅は、タクシーを呼んだのに遠くにとまってるじゃないですかとか。イメージですよ、これも。やはり、タクシー、そう何台もたくさんスペースは要りませんけれども、やはりそこが、すぐぱっと乗れて自宅に帰れるとか、やはりそういうのが選択肢の中に含まれてびしゃつとでき上がっておれば、定住の流れ、あそこいいねと、環境もいいしと。いわゆる定住、開発促進区域の私はプラス要因にもなっていくと思うんですね。それから、高齢者の方々、書いてありますけれども、大変ですよ、やっぱり。一生懸命して、手をとってそこまで連れていたって、タクシーに乗せてあげんといかんからですね。送迎の方々がいらっしやいますので、それはそれで大事にせないかんですよけれども、もう時間帯があれば似たような時間帯になったりすれば、特にそういう混雑といいますか、現状があります。

これは一つの提案ですけど、駐輪場を現状の中でやるよりも、新たに設置をしまして、幾らか歩道の部分を切り込まないと、このタクシーの駐車場というのなかなか難しいのかなと、私が見た感じでは思っておりますので、この二つがセットで、やはり、イメージ戦略、市長、出していく大切な部分だと思っております。せつかく、帰省をされたり、ここに来られたり、いろんな観光で來られたりした方々が、おっ、いいじゃない、この地域、この駅、思っただくようなことが必要だと思っておりますが、いかがですか。

○市長（田畑誠一君） 駅を利用される方にとって、

送迎も含めて、車と、先ほどから言われておる自転車、これはもう一体のものであります。したがって、幸い、ありがたいことに年々乗降客数は増えてきておるわけでありましたが、やはり、車の関係、自転車の関係、こういったもののスペースの確保というのは、これからの課題だと捉えております。だから、いろんな角度から検討してまいりたいというふうに考えております。

○10番（西別府 治君） 以上で、今の項は終わりたいと思います。

続きまして、交通安全対策についてということで、旧国道の別府線の起点、場所は、市来側から来れば八房橋を渡りまして、すぐ左に入る点でありますけれども、交通安全対策というふうに書いてありますけれども、これ、非常に危険な場所になっております。これはもう、減災、防災、この役割の部分に入ってるんじゃないかなというぐらい、交通安全の問題じゃないですよというぐらい非常に危険な場所になっていますので、改善の対策をとれないのかなというふうに考えますが、市長の答弁、よろしく願いします。

○市長（田畑誠一君） JR鹿児島本線の湊川。

○10番（西別府 治君） その前です。

○市長（田畑誠一君） その前ですか。

○10番（西別府 治君） まだ、横断歩道のところですね。

○市長（田畑誠一君） ああ、横断歩道の話ですね。失礼しました。御質問の横断歩道の設置についてでありますけれども、横断歩道の設置につきましては、警察から県公安委員会に申請をいただくように地元警察署と協議してまいりたいというふうに考えております。

なお、横断歩道の設置に当たっては、地元警察署では、交通量、それから、横断者数、道路付近などを確認するほか、横断者が一定数、停留できるスペースが確保がなされるのか、見通しはどうかということ審査されるというふうに伺っております。

○10番（西別府 治君） 市長、今の答弁は、本当に一般的な公安に対する書類の上げ方の話なんですよ。私が言ってるのは、危険です。非常に危ない。

そして、串木野側といいますか、神村学園駅側から来た人は、八房川の下流にしか歩道橋がないんですよ。あそこしか渡れない。必ず下流側に来ないかんから、そこの横断歩道がないところを通らないかんですよ。必ず通らないかんです。そして、ちょっと詳しく言えば、停止線がありますけど、停止線のところまで、縁石が回ってきてまして、車はそこでとまっています。数台とまってる中に、歩行者は、神村学園から来た方は、1台目と2台目の車の間を抜けて八房川のほうに渡られます。横断歩道がないんですよ。車の中を抜けて渡るんですね。理解、よろしいですかね。そして、今度は、八房川の河口から来られた方は、どこを渡ってよかつじゃろうかということで、一旦、迷ってらっしゃいますね。その中で、左に左折する車があったり、当然、国道から入ってきますから、これはいけんすればよかつじゃろうかいという状態ですね。

やはり、さっきのイメージ戦略と一緒にすけれども、増えてきたんですね。駅ができたものですから、あそこを通られる方が。前はそうなかったんですけども、もう今、非常に心配しています。だから、歩道のたまりの部分ですよ、人のそういった部分については、私は改善できる部分があると思っておりますので、ぜひ、これはもう進めていただかないと、ちょっと防災の問題、本当に大変なことになるんじゃないかなというふうに心配しておりますので。場所はわかりますか。

○市長（田畑誠一君） 今、いろんな具体的なお話をなさいましたけれども、そういう状況でありましたら、これは、本当にいち早く警察と協議を、現場の地元の方も立ち会いの上で、警察と現場を、まず、調査をしてみたいというふうに考えております。

○10番（西別府 治君） どうか市長、多分、死亡事故が発生するんじゃないかなちゅうぐらい危険ですから、そういった人災にならない前に、ぜひ、流れつくっていただきたいというふうに考えます。

次の、鹿児島本線の湊川向踏切と3号線の間のこと、ちょっと短い距離なんですけれども、あそこはボトルネックの踏切で、車がすれ違いができない状態です。ちょっと事故がありましたけれども、踏切

に入れずに引っかかって事故があったりとか、最近、市長、ありましたよね。やっぱり、ああいう可能性が起こるところであります。改善を進めていかないといけないと思っております。

○市長（田畑誠一君） JRの鹿児島本線、湊川向踏切、3号線側の道路拡幅のことですよね。非常に狭い、もちろん離合もできない、そういう状況ですね。その上、これは今後のことですが、市道別府上名線の改良に伴い、ごもんちゃんの横のガード下の工事、関係機関と協議を今もしておりますが、協議が調いますれば、工事期間も非常に長期にわたると思います。そういったことに鑑みますと、当然、通行止めの期間も長期的になると考えられますので、木原墓地踏切側と海瀬橋を迂回路として検討しておりますけれども、地域住民が湊川踏切を利用されることは十分考えられます。したがって、現在、この踏切は大型貨物進入禁止になっておりますけれども、道路幅員が狭いために、工事着手前までは、再度、やはり現地調査を行って、地権者の方々にも御協力をいただくように相談をしなければいけない箇所だなというふうに捉えているところであります。

○10番（西別府 治君） 全体的に神村学園前駅が好調で、いろんな流れが、力が、今、集結してきているんじゃないかなというふうに思います。それによって、いろんな変化が起きてきているのが現状だと思っておりますので、かなりいいんじゃないですかという地域に私は変わっていくと思っておりますので、やはり、住民の方々の住みやすさも上げていってあげないといけないことだと思っておりますので、今の話、進めていただきたいというふうに考えます。

平成12年に、地方分権で用途指定の変更等が県から市に権限移譲されています。平成14年には都市計画の、今、いろんな話をさせてもらった、用途とか含めて、住民からの提案もできて、それを契機に変更していくということも可能に平成14年の時点でなっておりますので、私は早い段階で、いろんな流れを、この土地の用途を早く決められて流れをつくっていく、そのことが全体的には地域づくりの大きなスタートが進めていける、これはやっぱり行政の役割かなと考えます。トータルな流れの中で、市長は市全

体を見られていつもされておりますが、今日は神村学園駅前だけに限って、今、質問させてもらっておりますが、どうですか、市長、全体を見据えて、この流れ、用途含めた市長の見解といいますか、質問じゃなくて見解ですけれども、いかがでしょうか、そこらあたりは。

○市長（田畑誠一君） 神村学園前の駅の建設を検討したとき、今後の本市の町の発展、居住状況を増やす地帯、そういったのを考えたときに、あの神村学園駅周辺、あの背後から市来地域にかけて、ここらが大きな魅力じゃないかなと。余りほかのところありませんよね、こっちに来て。土地がありません。金山のほうに来てありません。それから、平江、野元に来てそんなに余りないですね。そういった意味で、本市の核と、位置的にも中心的位置になる、いちき串木野市として合併して。そういったのを考え合わせたときに、まさにまちの中心的な役割を担っていただく、ポテンシャルと申しますか。発展可能性を秘めた地域じゃないかな、そういう大きな期待を寄せて、議会の皆さんの同意をいただきました。

実際、建設してみて、今、西別府議員が述べておられますように、おかげさまで、どんどん、どんどん交流人口も増えて、家も52戸も建設されています。だから、今度は、その期待に我々行政が議会の皆さんの御意見やら頂戴しながら応えるときだと。全体的な、それは、道路の建設でもありましょう、また、ごもんちゃんの下ガードの改良でもありましょう、また、海瀬橋の架けかえもあります。そういった面で、我々は、今度は期待に応える準備をしなければいけないというふうに思っております。

いろいろお述べいただきましたので、大いに参考にしながら、これからまた、検討してまいりたいと思いますので、さらにまた、御示唆を賜りたいと思います。

○10番（西別府 治君） 以上で全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、中里純人議員の発言を許します。

[6番中里純人君登壇]

○6番（中里純人君） おはようございます。

私は、さきに通告いたしました3件について質問いたします。

まず、地元商店活性化策についてであります。

本市の人口も、1月末現在3万551人で、このままの状態ですと3万人を切るのが時間の問題となっています。地域商店にとって、人口の減少は、購買力の低下を招き、存続が困難になるとともに、地域にとっても、行事や公民館活動の中心的役割の担い手がいなくなり、地域崩壊へとつながっていきます。人口の減少により、農村部のみならず、市街地においても、地元商店の廃業で食品や日用品に不自由する、いわゆる買い物難民が増えていきます。買い物難民とは、食料品や生活必需品の買い物に困る人のことを指す造語です。全国で900万人を超えるとの推計もあります。十分な食料品を買うことができないと、食生活で栄養が偏り、健康に害を及ぼすおそれがあることから、社会的な課題として対応が求められています。

都市部におきましても、都会の買い物難民が増えています。東京都港区が昨年、区内の65歳以上のひとり暮らし高齢者約4,000人に行った調査では、近くに店がない、重い物を運ぶのが大変、一人で外出するのが困難など、約4割が買い物に何らかの困りごとを感じていました。区では、野菜や米、水、トイレトペーパーなどをファクスなどで注文してもらい、区内の商店街から商品を調達して、地元の福祉施設へ月2回、配付する仕組みをつくりました。生鮮食品を扱う商店などが減り、ひとり暮らしの高齢者らが不便を感じる地域が増えているとして、自治体も支援に乗り出しています。それぞれの自治体が工夫して、その町に合った買い物支援がなされているようです。現在は、車で郊外型の店舗に買い物に行ける人も、将来、健康上の理由などで車を手放し、買い物難民になる可能性もあるのです。

そこで伺います。

まず、雇用をはじめ、人口増が期待できる企業誘致について伺います。

本市の企業誘致の奨励策は、他都市と比較してどうか。また、企業を誘致する工業団地等の整備など

の考え方はどうなっているのか。

以上で、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 中里純人議員の御質問にお答えいたします。

まず、企業誘致と交流人口増に関するお尋ねであります。その中で、本市の企業誘致に係る助成制度についてであります。事業所設置、用地取得及び事業所用水使用料補助の3本立てとなっております。つまり、事業の設置と土地の取得と水道水、3本立てとなっております。企業が立地するときの新設設備投資として、用地取得に対して最大8,000万円、おおむね投資額の30%を助成することとしております。県内他市の助成制度と比較をしましても遜色のない制度であると考えております。

また、今後の企業誘致の進め方につきましては、今回、西薩中核工業団地の2分譲地16.8ヘクタールを取得をして、企業の設備投資の多様なニーズに応えるため、用地をリースで提供するなど、弾力的な運用を図り、初期投資を軽減化など、立地しやすい制度として整備をしまいたいと考え、今定例会に議会の皆さんにお願いをしているところであります。

○6番（中里純人君） 企業誘致とともに、地元企業の事業拡大による雇用の増加は、購買力が高まり、経済活動に大きな影響を与えるものです。地元企業の事業拡大等による固定資産税等の優遇税制並びに補助金等の優遇策は検討課題であります。

本市のもう一つの課題は、いかに交流人口を増やすかであります。そのためには、少しでも我がまちで商いをするためのインセンティブを行政主導でどのようにつけるかです。今後、他都市の調査も含めて、重点施策として取り組まれるべきと考えますが、交流人口、定住人口施策の成果と今後の課題について明らかにされたいのであります。

○市長（田畑誠一君） 今、お述べになられましたとおり、本市の活性化、本市の発展には、申されましたとおり、企業誘致と、それから、もう一つ大きなのは、今、力説をされました交流人口の拡大だと思っております。その交流人口の拡大につきまして、

現在、本市で行っていますことは、まず、行事とかイベント関係では、串木野浜競馬大会、七夕踊り、まぐろフェスティバル、串木野さのさ祭り、サマーフェスティンいちき、地かえて祭り、冠岳山市物産展など、皆さまの協力をいただいて開催をしております。

平成23年度で、延べ約23万3,000人、平成24年度で延べ約31万2,000人の入り込み客がありました。24年度、こんなに増えましたのは、特に昨年10月の地かえて祭りで、鹿児島うんまかもんグランプリ in いちき串木野を同時に開催した、このことが、延べ10万7,000人という、10万人を超える入り込み客になりました。

また、もう一つ、合宿による交流人口の拡大につきまして、民間企業でも頑張っておられますが、平成24年度は8団体、303人、合宿補助促進補助制度を創設した21年度からの実績は、学生さんに、条件がありますけれども、1人1,000円の助成をするようにしておりますが、19団体、延べ595人となっております。これは、補助対象とした人たちのみの人数であります。

また、グリーンツーリズムの受け入れによりまして、受け入れ家庭の方が大変頑張ってください、大変、好評であります。自分の子供みたいに親切に扱っていただくという口込みで、実は平成23年度は、6校225人、平成24年度は8校316人となり、平成25年度は、既に10校、申し入れをいただいております。今後も大きく、受け入れ家庭の方々、しっかり親切にさせていただきますので、さらに拡大されるのではなかろうと思っております。

また、現在、建設を進めております総合体育館が完成をしますと、大規模な競技大会やスポーツ合宿の誘致がさらに推進されるのではと期待をしているところであります。

○6番（中里純人君） 交流人口について答弁がありました。宮崎市では、宮崎県産の豚専門レストランや精肉直売所を備えた肉の駅がオープンしたとのこと。商店街主催の Show-1 グランプリも盛況で、枕崎の鯉船人めしが、2連覇を達成し、食による地域間競争は、ますます激化の一途です。

本市では、マグロ船籍数44隻と日本一にもかかわらず、マグロの水揚げがなく、料理を食べる施設もないと指摘を受けてまいりましたが、民間の水産会社が建設するマグロレストランを併設した資料館並びに物産館が計画されていると伺っています。情報発信の場として、観光拠点としての起爆剤となり、薩州串木野マグロのブランド化とともに、マグロ母港基地化へと期待が膨らみます。マグロ船への積み込みによる経済効果も同様です。

食のまちづくり基本計画によりまして。食のまちのシンボルとなる食彩館整備計画は、28年度までの中期スケジュールで検討するとのことですが、現在の進捗状況はどのようなか伺います。

○市長（田畑誠一君） 食のまちづくりを推進していくための手法の一つとして、仮称ですけれども、食彩館構想を申し上げてきたところであります。その実現に向けて、今年度、食の拠点エリア整備基本構想を策定をしているところであります。

構想では、現在、さのさ館があります市有地に、特産品等を利用したレストランや直売所及び観光案内所の三つの機能を有し、広場や駐車場等の共有部分を除き、基本的には民設・民営で整備していただくことを考え、進めているところであります。

○6番（中里純人君） 同僚議員とともに、私は、食のまち担当課を独立した組織とするよう質問してまいりましたが、本定例会に議案として提案されているようです。飲食店や魚食普及施設など、関係各団体と十分協議していただきたいと思っております。

私の住む照島地区の商店会会員は、平成16年が32店、24年が20店と、8年間に12店も減少しています。本市の地域商店の現状はどうか。高齢者をはじめ、買い物に不自由な、いわゆる買い物難民と呼ばれる市民の皆さんの状況はどうか伺います。

○市長（田畑誠一君） 地域の人口減による購買力の減少、これは本当に深刻であります。さまざまな要因があると思いますが、食料品や日用品といった生活必需品は、市街地の大型店に集約されてきており、地域に密着した昔ながらの個人商店が少なくなってきております。

現在、市街地以外では、約15店舗が食料品や日用

品の販売をしているようでありませう。ただ、これらの中には、品ぞろえが必ずしも十分でなかつたり、後継者が必ずしもいなかつたりという店舗もあるようでありませう。このような郊外の商店の衰退が、買い物困窮者を発生させる、また要因の一つにもなつていていると思ひませう。

バスやタクシーなど、公共機関で市街地に買い物に行つたり、身内の方や近所の方がかわりに買つてきてくれたり、民間の移動販売車で購入されたりする方もいらつしやるようでありませう。

また、羽島のうんのもんや大里の季楽館、コンビニなどに地域の方々が徒歩やバスで買い物に行く姿も見受けられます。いずれにしても、今後、集落維持や生活の質の向上という観点からも、郊外移住者が買い物やお出かけなどしやすい環境整備というのに、やっぱり意を用いていくべきだというふうを考へていているところでありませう。

○6番（中里純人君） ネットスーパーやコンビニエンスストアによる宅配が、都市部から地方へも広がつています。ますます地元商店の存在が脅かされていきます。薩摩川内市は、買い物保全地域支援事業として、移動販売をする業者への準備資金の援助を、長崎県大村市や福岡県筑後市では、宅配への補助など、全国各地で地方公共団体による買い物弱者支援補助事業が行われています。買い物支援のための具体的施策について、ハード面、ソフト面、どのようなお考へか伺ひませう。

○市長（田畑誠一君） さきに答弁いたしましたとおり、生活必需品の多くが、市街地の商店街や大型店に集約されている現状では、交通手段を持たない方、買い物やお出かけなど、不便な生活を強いられている面がございます。そのため、市では、いきいきバスやいきいきタクシーを郊外と市街地間で運行し、交通弱者の買い物や通院などの移動手段として位置づけております。

しかしながら、さらなる高齢化が進み、利用そのものが難しくなつてくるのも事実でありませう。郊外移住者の生活の質や利便性の向上という点から、宅配サービスなど何らかの取り組みは必要ではないかと考へております。全国的に見ますと、スーパーや

コンビニが宅配サービスなどを実施しているところもありませう。

商工会議所の商業部会におかれても、先進地研修等を実施されておひ、今後、こういったサービスを商店や商工関係団体が連携して実施されるような状況になればなど期待をしているところでありませうが、そのような状況が整えば、積極的に支援をしてまいりたいというふうを考へております。

○6番（中里純人君） 中心商店街はまちの顔です。どこのまちでも広い駐車場を備えた郊外型店舗の出現で、中心商店街はシャッター通りとなつていきます。本市においても同様の状態ですが、幸ひ、本市では、県内大手スーパーが撤退せずに、地方銀行とともに集客の核となつて残つていきます。今、ここで何らかの対策が望まれます。まずは駐車場です。現在の駐車場で十分なのか。十分でないとすれば、以前、同僚議員より提案がありましたが、中央商店街の車道と歩道の花壇部分を駐車スペースとして活用できないものか。また、タイヨウ裏の中央公園のチェーンを張つてある西側スペースを駐車場として開放してはいかか伺ひませう。

○市長（田畑誠一君） 中央商店街の駐車場についてでありませう。

商店街の買い物客の駐車場については、各通り会や各店舗で確保をしておられます。市では、三つの通り会、旭町中央、中央、浜町市場への駐車場借り上げへの補助をしているところでありませう。

今、御提言ありましたロータリーからドリームキャノピーまでの車道と歩道間の駐車場設置については、以前も話がございましたが、路線バスの往来もあり、交通安全上、設置することはできない状況でありませう。

もう一つの旭町中央公園につきましては、今年1月、旭町公民館と旭町中央通り会の連名で、公園利用者や商店街への買い物客への駐車場としての開放について、要望書が出されました。早速、副市長以下、関係課で検討、協議をさせ、駐車場として開放するように準備をしております。今後、利用上の注意を記載した看板設置や公園利用者の安全対策を施し、暫定的ではありますが、駐車場として開放し、

利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○6番（中里純人君） 市では、現在、3カ所の駐車場に補助をされているようですが、間口が狭く使いづらいという声もお聞きいたします。中央公園の西側スペースを開放することですが、買い物客の利便性がさらに向上するものと思います。

賑わいのある商店街づくりに取り組むためには、空き店舗対策が望まれます。全国では、さまざまな取り組みがなされていて、外部の人に入ってもらう、視点をかえて空き店舗対策に取り組んでいるところもあるようです。継続して借り手のない空き店舗の軒先を物販、展示、プロモーションなどに短期間、低料金で貸し出すといった取り組みには、御婦人などのパッチワークなどの作品販売などの利用が多いようです。また、後継者対策として、静岡県清水市では、後継者を公募するプロジェクトを行っています。

私は、先月、政務調査で、人吉市の子育て支援施設九ちゃんクラブを視察しました。九ちゃんクラブは、平成18年に中心商店街が、空き店舗をNPO法人子育てグループの活動拠点として利用してもらい、一緒に商店街の活性化を図ろうと始めた取り組みです。商店街では、イベントに参加してもらったり、ベビーカーを用意し、商店街のウォッチングやショッピング並びに食事など楽しんでもらっていました。市では、子育て支援交付金を活用し、店舗の借り上げやNPO法人への補助をしています。

県の調査によりますと、鹿児島市の商店街の空き店舗率は13.4%、市外は18.2%です。本市の空き店舗の状況をどう把握しているのか、また、空き店舗対策をどのように考えておられるのか伺います。

○市長（田畑誠一君） 空き店舗対策についてであります。

まず、商店街、七つの通り会の営業状況、空き店舗の状況について申し上げます。

平成24年6月末現在で128店舗営業されており、前年同時期と比較して7店舗減少しています。また、空き店舗については、24店舗あり、前年と比較し、4店舗増えている状況であります。

このような状況の中で、市としては、新たに空き

店舗対策として、商工会議所、通り会と連携をして、まちなかサロンの開設を行っていきたいと考えております。通りを訪れた人が誰でも気軽に立ち寄りお茶を飲んだり、会話を楽しむことができる憩いの場として開放するとともに、個人、団体で、イベントやチャレンジショップとしても活用できる空間としていきたいと考えております。

また、空き店舗等を活用する新規事業者への支援も行っていきたいと考えております。地元商店街の活性化は、本市経済の活性化にも直結していると思います。地元商店の活性化のために、商工会議所、商工会、商店街連合会など、関係団体と連携し、空き店舗の解消に努め、賑わいを少しでも取り戻したい、買い物客の増加に努めたいという思いであります。

○6番（中里純人君） 新聞報道によりますと、鹿児島県地域商店街魅力アップ促進会議が開催され、国、県の13年度当初予算で近く募集がある支援制度の説明があったようですが、どのような内容か、本市で取り組める事業はないのか伺います。

○市長（田畑誠一君） ただいまお述べになられましたその会議には、本市からも職員、商工会議所職員、商工関係者が出席をいたしました。国の支援事業の主なものとしては、アーケード改修や空き店舗を活用したチャレンジショップを支援する商店街まちづくり事業、商店街イベント開催や商店街マップ、PR情報誌など作成を支援する地域商店街活性化事業など、6事業であります。県の支援事業としては、商店街活性化事業計画策定などを支援する商店街を核とした共生・協働型のまちづくり活性化推進事業など、3事業があります。あくまでも、この支援事業の対象者は商工関係団体となっておりますので、商工会議所や商工関係団体と協議してまいりたいと考えております。

○6番（中里純人君） 私も少し調べてみましたが、アーケードの改修、商店街マップの作製、集客イベント、健康相談施設など、そしてまた、先ほど述べました子育て支援施設も支援事業の中に入っているようです。

現在、若い店主たちが通り会の活性化に取り組

もうとしています。浜町アーケードの改修など、支援制度を活用して整備を進め、賑わいを創出することで町に元気を取り戻したいものです。空き店舗をコミュニティサロンとして活用するという計画のようでございますが、人が集うまちづくりに寄与することを目的とした女性団体、野ばらの会も先月末にNPO法人化されたと伺っております。通り会だけでなく、いろんな協力団体と連携を図り、商店街活性化につなげたいものです。

以上でこの質問を終わりました、次に、体罰根絶についてであります。

大阪の高校バスケット部員の自殺の原因が指導者の体罰に起因していることが判明しました。

また、オリンピック女子柔道選手の暴力被害の告発で、監督、コーチ、柔道連盟理事の3名が辞任しました。JOC日本オリンピック委員会は、加盟団体に体罰禁止など、指導の徹底を通知し、調査を実施しました。2020年の東京オリンピック誘致にも影響が心配されています。

本県の高校の運動部でも、指導者の体罰や部員同士の暴力事件がたびたび報道されます。今、スポーツ指導における体罰が大きな問題になっています。大阪の事件を受けて、文部科学省は実態調査に乗り出し、鹿児島県教育委員会も過日、市町村教育委員会へ実態調査の依頼をし、2月28日並びに最終報告を4月中に行う予定と伺っております。

そこで、本市の小中学校における教育活動並びに部活動、また、スポーツ少年団等での体罰の実態等について伺います。

1、本市におけるこの5年間に生じた体罰の事案は何件あるのか。

2、教育長は、本市の体罰の実態をどのように見とおられるのか。

3、体罰については、学校関係者並びに保護者の中にも容認論が根強いと聞きますが、どのような背景と理由がその容認論を支えているのか、見解を伺います。

○教育長（山下卓朗君） 本市の過去5年間における教職員の体罰については、処分事例はございません。スポーツ少年団活動における体罰につきまして

の事案も報告をされておられません。体罰は、法律で禁止をされておまして、決して許されない行為であります。

過去5年間、報告がなかったわけですが、全国で、議員御指摘のとおり、体罰に係る重大な事案が発生している中で、今後は、体罰が絶対発生しないように努力することが大切であると、このように考えます。

次に、体罰を容認するということでありますけれども、体罰を容認する風潮は確かに存在していると思います。その背景には、体罰によって反抗や抗議を即時に停止させることが可能であるなどの体罰の即効性への期待、また、体罰を愛のむちだと肯定する考え、また、体罰で人間的に成長できたなどの体罰を擁護する者の存在などが考えられます。しかしながら、体罰は法律で禁止をされている行為であり、人権侵害であること、そして、体罰を用いることは、子供の自主性や自立心を育む指導法ではないことなどから、体罰によらない指導が必要であると考えております。そのため、研修会等で指導法を研鑽することなどが必要であると考えております。

○6番（中里純人君） 子供の権利条約第19条では、あらゆる身体的、精神的な暴力や不当な取り扱い等により、18歳未満の児童を保護するとうたっており、学校教育法第11条には、体罰は禁じるものの、懲戒は教育上認めるとうたっております。気合いを入れる、たたかないとわからないなどと以前は愛のむちとして容認されていたようですが、今日では、時代に合った指導法が望まれます。

体罰は、法律で禁止されているにもかかわらず、見えないところで起きていると言えます。先月、毎日新聞が実施した世論調査によりますと、「体罰を一定の範囲で認める」が42%、「一切認めない」が53%でした。まだまだ容認論も根強いものがあります。

私は、今回の事件、事故から、その教訓として、私たちのまち、いちき串木野から学校教育はもちろんのこと、社会体育の場で行われるあらゆるスポーツ、競技、指導において体罰根絶元年とすべきと考えます。そこで伺います。

教育長は、今までも体罰については指導されてきたようですが、今回の事故を受けて、何が足りず、何が今後最も重要か、体罰根絶に向けた具体的施策について明らかにされたいのであります。

○教育長（山下卓朗君） 議員が御指摘のとおり、体罰は、学校教育法で禁止をされておりまして、決して許されない行為であり、児童生徒の指導に当たりましては、いかなる場合においても体罰を行ってはならないと考えております。このことを全ての教職員が深く自覚し、児童生徒の教育活動に誠心誠意努力することが重要であると考えております。このため、これまでも市の管理職研修会や市の生活指導研究協議会等、あらゆる機会において体罰の禁止について指導を行ってきております。さらに、全ての学校においても、体罰の禁止を含む教職員の不祥事根絶のための校内研修を行っております。また、スポーツ少年団指導者についても、指導者研修会において体罰禁止の研修を行っているところであります。

文部科学省は、平成25年1月25日付で、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についてという文書を発出しております。本市は、これを受けて、体罰禁止の指導を徹底するために、体罰の実態把握を行っているところであります。この調査結果を受けまして、今後は、さらに具体的な指導や対応を行っていきたくて考えております。今後とも、体罰によらない指導力を全ての教職員が高めていけるような指導を徹底してまいります。

以上です。

○6番（中里純人君） 鹿屋体育大学、森准教授が進める、指導者らによる体罰などから子供を守る制度であるチャイルドプロテクションについてはどのような見解か、また、政府の教育再生実行会議がまとめた提言では、教育現場での体罰禁止を徹底し、部活動指導のガイドライン策定を盛り込みました。指導者並びに親への過度な期待や加害者にならないような指導が必要と考えますが、伺います。

○教育長（山下卓朗君） チャイルドプロテクションにつきましては、18歳未満の子供を指導者らによる体罰や暴言、セクハラ、過剰なトレーニングから守る制度で、体罰を防ぐ有効な方法の一つだと考え

ております。今後、このような活用方法があるか検討してまいりたいと、このように考えております。

○学校教育課長（有馬勝弘君） チャイルドプロテクションにつきましては、ただいま教育長が答弁したとおりでございますけれども、やはり、体罰によらない指導のためには、教職員の資質向上が非常に大切であると考えております。

そのために、先ほど答弁しました施策の中で具体的に申し上げますと、教職員のやはり一人ひとりの児童生徒に対する人権意識を高めるということ、教職員が体罰を否定する指導観を持ち、お互いに注意し合うような雰囲気をつくること、そして、三つ目には、教職員と児童生徒との望ましい人間関係、また、これは保護者とも同様でございますが、人間関係をつくりまして、児童生徒の理解に努めて心に届く指導を行っていく、これが大事ではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（中里純人君） 大阪市は、橋下市長の学校調査権条例案を可決しました。体罰などが起きた際に、市長がみずから調査できる権限を明記した条例制定は全国でも異例で、市長の教育委員会への関与が強まるおそれがあり、修正されたようです。本市では、体罰を見、聞きしたときには即座に調査し、事実関係を明らかにするシステムはあるのか、また、教育委員会ないし市の調査機関を設けるべきと考えるが、どうか伺います。

○教育長（山下卓朗君） 児童生徒や保護者からの体罰の訴えがあった場合の対応についてであります。体罰が行われたり、体罰の訴えがあったりした場合には、速やかに事実の確認を行うことが大切であります。学校におきましては、学校長が責任者となり、事実の確認や背景の調査を適切に行うこととしております。

学校は、万が一、体罰が発生したときには、速やかに教育委員会に報告するように指導しております。そして、教育委員会も学校と一緒に、体罰についての調査を行うようにしております。

事実関係を明らかにする機関につきましては、現在、国や県におきましては、第三者による機関の設

置について検討を行っているようですが、本市としましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○6番（中里純人君） 法務省によりますと、昨年、全国の法務局が救済手続を始めた人権侵害事案のうち、教師による体罰は、いじめよりも増加率が高く、32.6%増の370件と過去最多だったそうです。今回の国・県の調査は、調査として受けとめるとともに、毎年、本市独自の実態調査を行うべきと考えますが、伺います。

○教育長（山下卓朗君） 体罰の実態把握の調査についてであります。現在、各学校では、議員御指摘のとおり、文部科学省の通知を受けて、教職員と児童生徒、保護者の両方から体罰の実態調査を行っております。このような国を挙げた大がかりな調査は初めてでありますけれども、本市の各学校におきましては、これまでも年に数回、児童生徒や保護者に対し、学校生活全般についてのアンケート調査を実施しております。

各学校の児童生徒用のアンケートでは、いじめや体罰など、学校で起きた嫌なことを自由記述できるようになっております。また、保護者用のアンケートでも、不安なことや疑問があれば、自由記述できる欄を設けておりますので、体罰等の事案にも対応できる調査内容となっております。したがって、現時点ではこれまで行っているアンケートにも対応できるものと考えております。

○6番（中里純人君） 2008年、熊本大学の友田明美准教授が、米ハーバード大医学部との共同研究でまとめた結果によりますと、小児期に過度の体罰を受けると、体罰でストレス下に置かれた脳が、前頭葉の発達をとめ、脳の委縮が見られたということです。生涯スポーツにおきましては、発育、発達時のスポーツ活動が基礎となります。体罰で、児童生徒がスポーツから遠ざからないように見守ることは必要なことは言うまでもありません。

この質問を終わりました。次に移ります。

生涯スポーツの推進についてであります。スポーツ推進法によりますと、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感

や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持、増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であるとあります。

文部科学省は、スポーツ振興基本計画の中で、生涯スポーツ社会の実現に向け、成人の50%の人が、週1回、運動やスポーツを行うことを一つの目標としました。特に20歳代から中年層の成人が、週1回スポーツや運動をするようになることは、子供や高齢者のスポーツに対しても理解が深まり、よい影響をもたらすことから、推進が望まれます。

昨年の6月、厚生労働省は、健康寿命を初めて公表しました。健康寿命とは、平均寿命から寝た切りや介護の期間を差し引いた寿命のことで、男子の平均が70.4歳、女性が73.6歳でした。国の平均寿命と比較すると、一生のうち、不健康な期間が、男性で9.2年、女性は12.8年もあります。この期間を少しでも短くすることが、今日的課題です。スポーツにより、健康増進を図るべきと考えます。市長は、平成25年度の施政方針で、スポーツの充実については、スポーツ100日運動のもと、市民の健康づくりを推進し、スポーツ人口の拡大や競技力の向上など、生涯スポーツ社会の実現に努めると述べられています。そこで、伺います。

本市の生涯スポーツの現状はいかがか、主にどのような競技が多いのか、競技人口はどうか伺います。

○市長（田畑誠一君） 本市における生涯スポーツの現状であります。市体育協会の競技団体に所属される方々、または各地域において個々にグループ等を組織している方々など、社会体育施設や公園等を利用したグラウンドゴルフをはじめ、卓球、バドミントン、パークゴルフ、健康体操、ウォーキングなど楽しんでおられます。具体的には、どれほどの生涯スポーツ人口がいるかにつきましては調査しておりませんが、相当の方々が楽しんでおられると思っております。

ちなみに、一昨日、冠岳の徐福ウォーキングがございましたが、昨年より、たしか120名余り多い489

名と伺っております。大変、盛んだと思っております。

○6番（中里純人君） さつま町の柵野小学校区は、高齢化率41.8%、お年寄りの寝た切り率、わずか3%、年間の1人当たりの高齢者医療費は町内で最も低いそうです。お年寄り、ゲートボールやグラウンドゴルフを楽しみ、地域や学校の行事に積極的に参加することで、健康づくりや生きがいをいづくりに努め、外に出ることが多くて寝込んでなんかいられないと、元気で医者要らずとのことでした。

今、みずからが参加し、楽しむスポーツ社会をつくるのが重要です。生涯スポーツの推進についての具体的施策はどのようなか、また、その取り組みと医療費削減効果についてはどのようなか伺います。

○市長（田畑誠一君） 大切な、今後の生涯スポーツの推進についてであります。現在も行っているスポーツ教室の推進、市民体育大会及びウォーキング大会などを引き続き進めてまいります。また、市体育協会や市スポーツ推進委員の方々との連携をとりながら、年代や参加者のニーズに応じ、総合体育館や庭球場などを利用した競技スポーツ、レクリエーション競技及び健康体操など、教室を実施してまいります。

なお、お尋ねの医療費の削減にどれぐらいの効果があるかについてであります。今の段階では具体的な調査を行っておりません。したがって、詳細については把握できませんが、人々の生きがいをいづくりや健康の保持、増進のために大きな役割を果たしていると考えております。

○6番（中里純人君） ここで、グラウンドゴルフに特化して伺いますが、今日、高齢者の健康づくりとしてグラウンドゴルフが定着しています。自治公民館や地区ごとに公園や広場などで競技が行われ、健康、親睦、生きがいをいづくりとともに運動習慣による医療費削減などに大きく寄与しているようです。プレイをされる方のお話を伺いますと、雨天時や夏場の日射病対策に屋根つきのグラウンドはできないものかと要望があります。グラウンドゴルフのみならず、本市が交流人口対策として、テニスをはじめとするスポーツ合宿の雨天練習場や地域子ども会行

事など、利用者は多いと思われま。雨天時にテニスやグラウンドゴルフ場として使用できる施設の整備についてのお考えはないのか伺います。

○市長（田畑誠一君） 先ほどからのお述べになっておりますが、人は皆、生涯を通して、やはり健康でありたいものであります。健康寿命をもっと延ばしたい、男性が70歳、女性が73歳とおっしゃいましたか、ということで、もう少し、健康寿命を延ばすべきだというお話と、その効果をるるお述べになりました。

御承知のとおり、健康づくりとして、特に高齢者の方々のグラウンドゴルフの愛好者というのは、やっぱり生涯スポーツの中でも最も多い部分に属するんではなかろうかと思っております。そのことは、健康づくり、生きがいをいづくり、仲間づくりとして市民の皆さん方に大いに生きがいをもたらす、すばらしいスポーツだと思っております。そういった方々から、みちみち、今、御要望ありました雨天時でも、あるいはまた夏の暑いとき、暑さ対策といいますが、そういった面でも屋根つきのグラウンドをつくってもらえないのかということは、いろんな大会のたびごとに私もみちみち、たくさんその声を聞いているところであります。

テニスもできるグラウンドゴルフ場として使用できる施設の設備について、今、お尋ねであります。今後は、そういった今、申しあげましたこと等も勘案しながら、財源的な課題も含めて検討していきたいと考えております。

○6番（中里純人君） 施設の整備は検討すること。本市のテニスコートの整備も終わりました。待望の体育館も、今秋、オープン予定です。県下でも後発ながら冷暖房など、最新の設備を整えた施設です。市民の健康増進はもとより、交流人口増による経済効果が十分に発揮できますよう、有効に活用していきたいものです。

以上で、全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） ここで、昼食のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時09分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福田清宏議員の発言を許します。

[16番福田清宏君登壇]

○16番（福田清宏君） 私は、さきに通告いたしました事項について、順次、質問を行います。

一つには、いちき串木野国民宿舎等についてであります。現在、いちき串木野国民宿舎等については、指定管理者により管理、運営がなされているところであり、昨年12月に開催の市議会定例会における議案第65号指定管理者の指定について、さらには、国宿特予算議案第3号平成24年度いちき串木野国民宿舎特別会計補正予算第2号についても、その経営の厳しさが説明されておりました。その経営改善のためにも、次の委員会等について伺います。

その一つは、いちき串木野市国民宿舎等企画運営委員会の開催状況等について伺います。

その二つは、いちき串木野市宿舎運営協議会の開催状況等について伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。答弁をいただき、その後の質問は質問者席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田清宏議員の御質問にお答えいたします。

いちき串木野市国民宿舎等企画運営委員会の開催状況等につきましては、指定管理者制度導入以降、指定管理者の施設運営に関して協議が必要な重要案件が生じた際に開催し、その対応について協議しております。

開催状況といたしましては、平成20年度に2回、平成21年度に2回、平成23年度に1回、今年度1回の合計6回を開催しております。今後も協議が必要な案件が生じた際には、随時開催し、対応してまいりたいと考えております。

いちき串木野市国民宿舎運営協議会につきましては、議長を会長として、年2回、ほぼ開催してまいりましたが、平成20年度から指定管理者制度を導入するに当たり、廃止したところであり、

○16番（福田清宏君） 年に2回、もしくは1回の

開催ということで、企画運営委員会そのものは機能しているという答弁であります。

やはり、さっきも言いましたように、先般の補正予算等の議案等におきましても、やはりもうちょっと企画委員会が頑張ってから後押しをするような流れもつくっていかなくやいかんのじゃないかという気がします。経営そのものについてのアドバイ的なことなのか、必要案件が生じたときという表現でありますから、そういうことが中心かなという思いがしますけれども、現実的にはやっぱり国民宿舎を利用してくださる人たちを増やす施策が語られなければいけないのではないかな、こういうふうなところでもありますし、どしどし企画運営委員会を開き、そしてまた重ねていけば、国宿の運営協議会はまたあとでちょっと言いますが、そういうふうなことでやっていかなくやならんのじゃないかなという思いで、今日はこうやって質問をいたしております。

元市長が実践されておりましたように、国民宿舎以外での職員の結婚式には出席しないよというような気概を持ってでもやらなければ、結婚式や利用者の増加は見込めないというふうにも思いますけれども、現状、あるいは将来を見たときに、この国宿の運営、いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○市長（田畑誠一君） 指定管理者制度の導入は、御承知のとおり民間のノウハウを活用し、経費削減やサービス向上を図ることが目的であり、運営や、また、民間の事業を増やす点からもそうではありますが、運営や事業計画については、民間事業者で行うことが大前提となっております。御承知のとおり、いちき串木野市、そういった考え方に立って、公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づきまして、指定管理者選定審議会で審議をされて、指定をいただき、議会の議決をいただきました。

今、受けられた指定管理者のほうでも、他の民間事業の経営者5人を含めた運営委員会を設置しておられます。しかしながら、お述べになられましたとおり、安定した運営がなされて、施設の効用を十分に発揮することが、本市の観光、地域経済にとりましても大事なことでありますので、企画運営委員会を活用して、今後も指定管理者と情報を共有しながら

ら、その発展に向けて対応してまいりたいと考えております。

○16番（福田清宏君） その必然性を非常に感じましたね。先ほど言いましたように、議案の65号とか、予算の3号等のああいいう状況を聞きますと、やはり内部に管理者自体が運営の協議会を持っているとはいえども、やはり、施設を持つ市も、そういう意味では、利用者増のために応用をしていかないと、結局は市民に返ってくるんですよね。納付金の減額等々についても、結局は市民に返ってくるわけですよ。一般財源を入れていくことになるんですから。もちろん、収支を見てから納付金を決めていいというのが私の持論ですけれども、後ほどまたちょっと触れますが、今、市長言われたように、総力を挙げてやはり利用者を増やす、それまでの道筋を企画運営委員会が一生懸命なって協議をしていくという形を今後は少し加味してほしいなど。必要な案件ということで、これもまた必要な案件だと思うんですね。一番の基礎は、やっぱり利用者増というところにあるんじゃないかと思しますので、そういうことで、一つ、さらなる御尽力をというふうに思うところがあります。

先ほど納付金のことに触れましたけれども、国民宿舎は企業会計でありますから、事業報告書を作成して、年度末には報告するようになってますね。やっぱり、その事業報告書が提出されて初めて、その収支の決算が出てくるわけですから、そこにやはり納付金の云々というのが、やっぱり協議されるべきじゃないのかなど。期の途中で納付金の云々というのは、期の初めに議論したのは何だったのと、審査したのは何だったのということしか残らないんですよ。だから、企業会計の場合は、きちんとして収支が年度末に出てくるわけですから、それをもってどうだったのかということを審議されていくなれば、その納付金についてもまた理解されやすいんじゃないかという気がしますけれども、その辺についてはいかがでしょうかね。お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 平成20年度に指定管理者にお願いをいたしました。当初は、御承知のとおり順調なスタートであったわけですが、いわゆる

社会的要因といいますか、リーマンショックによる景気後退、新型インフルエンザとか、口蹄疫による道路の閉鎖とか、イベントの中止とかによる観光業の冷え込み、さらに追い打ちをかけるように新燃岳の噴火とか、そして、東日本大震災がございました。全国的に自粛モードなどにより厳しい経営となり、減額の申し出があった経緯があります。

市といたしましての判断は、吹上浜荘及び温泉センターが指定管理の最終年度であり、減額の申し出を受け、対応を検討していた段階では、来年度からの指定管理者が決定していないこと、想定外の東日本大震災など、自然災害や現在の社会経済状況は、十分に考慮に値するのではなかろうか。そういう厳しい状況にありましたから。そしてまた、本市の観光宿泊業において重要な施設であり、継続的な運営がされ、休館することがあってはならないこと、指定管理者は地元企業であり、職員、パートなど多くの雇用もあり、貢献度を考慮すると、継続して経営することが必要であると判断したこと、本年度において、これまでの地道な営業努力が実って、業績が上向いていること、指定管理者が市内の団体の役員として、地域活性化に努力されていることなどを考慮して、納付の猶予ではなく、来年度からの指定管理者野公募の際に示した納付金基準額に減額をして、議会の議決をいただいたところであります。

○16番（福田清宏君） 議案について説明された、そのとおりの説明であります。それだからこそ、やはり、市挙げて、市長、部局挙げて、職員挙げて利用者増に取り組んでいかなければ、市民のための施設なんですよ、結果的には。市民のための施設ですから、この施設がひとたびということはあってはならないので、やはり、その辺は市民挙げてその運営に協力をしていくという道筋を一生懸命になって企画運営委員会と協議をされて、そして明らかにしながら事を運んでほしいと、そういう思いで今日は質問をいたしております。

次に、国宿運営協議会の開催ですが、合併と同時に停止ということでもありますけれども、やっぱり、旧串木野市の時代は、議会と当局、それから、市来町におかれては、さらに商工会の団体さんが入って

らっしゃったというふうな話を聞きました。そういうふうなことで、いずれにしても、管理運営、健全な運営をとということでの、何か力をお互いに出し合おうやというのが、やっぱり運営協議会の趣旨だと思いますから、管理者が嫌と言えだめですけども、管理者が嫌と言えだめですけども、嫌と言ったことがなければ、やはり国宿の運営協議会も立ち上げて、そしてさらに利用増につなげるという方策も一つの考え方ではないのかなという思いではありますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 国民宿舎は、シーサイドガーデンさのさ荘、吹上浜荘、いずれも風光明媚な名勝地でございます。大自然に恵まれて、これまで多くの実績を上げてきた、歴史を飾ってきた両国民宿舎であります。私自身も、今、お述べになっておられますように、この両施設は、本市の大きな拠点、名所の一つだというふうに考えております。そういった意味で、やはり、この両宿舎が繁栄の道をたどることは、観光の振興につながり、また、本市の地域おこし、産業経済おこしに大きく寄与するものだと思っております。したがって、今、お述べになりましたとおり、私どもも議会の皆さんも一緒になって、やっぱりみんなで盛り上げようといった気持ちで取り組んでいかなければならないなと心しているところであります。

○16番（福田清宏君） ぜひ、そういうことで、市長が一生懸命になって思っているんであればあるほど、どしどしそういう会も開いたり、あるいは、国宿の運営協議会も再び起こすことができるんであれば、相手あってのことですけども、そういうことまでしても、やはり、国宿の運営をとということでも力を合わせていくと。有効策を一つ、ぜひとも練っていただきたいと思うのであります。それでは、次に行きます。

二つ目は、総合運動公園について伺います。

総合運動公園内に神村学園の人工芝サッカー場は位置するかということでお伺いをするところであります。

○市長（田畑誠一君） 総合体育館の建設地に隣接する神村学園サッカー場については、計画の見直し

に当たって、民間活力を活用して、一体となった土地利用、スポーツの振興が図られるという観点から、一部用地の購買により、整備がなされたものであります。したがって、いわゆる条例で定めている市の運動公園ではございません。

○16番（福田清宏君） それが本当だと思うんですよ。公有財産を普通財産にして、そして、それを運動公園から外して、それを購買していったといういろんな経緯をたどれば、今、市長が言われることが正解だと思います。もうちょっと、そこはどんな答弁されるかなということで質問をしようと思いましたが、そこはそういうことで位置しないということで御理解をして、先、進めていいですか。はい。であれば、もう一つだけ、お尋ねをします。

広報いちき串木野2013年1月7日発行の新年号の田畑誠一串木野市長の挨拶の中に、スポーツ振興では、総合運動公園内に神村学園により人工芝サッカー場が建設されるとともに云々というふうに記述されてるんですよ。市長の原稿だと思って、今、尋ねましたが、どうも御存じないようですけども、2ページのトップの写真の真下に、今のことから2ページ目が始まっています。で、そもそもこのお尋ねをしたのは、何言いか、この表題はということ、担当課の聞き取りのときに戸惑いました。ですが、広報を市長、内容見てるんですね。見てるんです、市民はね。これは何かということなんです。だから、私は今のように公園内に位置するかと聞いたのはそのことなんです。議会に提案されたもろもろの議案からいいますと、到底位置するとは言えない。ただ、市長の新年の挨拶には堂々として2ページの4行目からそれがうたってある。どういうふうに理解すればいいですか。お尋ねします。

○市長（田畑誠一君） 神村学園のサッカー場は、建設されてから、現在でも各種大会、合宿などの開催により、県内外から多くの方が利用され、今後も交流人口の拡大や経済効果が大きく期待をされております。このため、本市のスポーツ拠点の一環として案内板にも表示しておりますが、今後も、地域の競技力の向上はもちろんですけども、スポーツの振興、地域の活性化に大きく寄与するものと期待を

しております。

今、新年号で総合運動公園内にとあるというお話でございましたが、私が先ほど答弁いたしましたのは、いわゆる条例で定める総合運動公園内かと言えば、それは違いますと申し上げました。ただ、私が今、広報でそのような表現をしているのは、私は、あの一帯は、市の総合運動公園を核として、民間施設もあわせて市民の健康づくり、生きがいくくり、スポーツの振興、あるいは市民の憩いの場、交流人口の増大にも大きく寄与する、そういうエリアだと、全体的な位置づけでそういう表現に入れたわけでありませぬ。

○16番（福田清宏君） いろんな説明があるもんだと思ひながら聞きましたけどね。この平成23年3月の定例会野開会日に提案された議案第1号は土地の売却についてでしたよね。その提案理由は、運動公園内の市有地を売り払うことについて、議会の議決を求めるといふことであつたんですよ。

それで、これについて、議案質疑の日に質問をしました。運動公園の面積は、57万892平方メートルで、行政財産と理解しているが、売却できるのかということでお尋ねをしましたところが、その後、追加議案で23号が出てきました。串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてということでしたが、その提案理由は、総合運動公園の面積について、都市公園法に基づき供用開始面積とすべきものを計画面積で定めていたため、是正し、改正しようというものであります。全然、わかりませぬ、何を言ってるのか。議案第1号の土地の売却についてを正当化しようとするだけのことだけの議案かなということに、非常に理解に苦しんで、今日まで来てます。

そういう中で、今、条例ではこうだけど、それを離れるといいんだよというような発言は、どうしても理解できませんよね。できないですよ。これね、神村学園に売却した土地が、どうしていちき串木野市運動公園に含まれるんですか。単純な話です、これは。その施設がどうこう利用されて、どうこう、そんなのはいいんですよ。市の土地でないものが、どうして市の総合運動公園内に入るんですか。位置

的には、今、言われたように、体育館建設と道路を挟んで隣接していることは、売買のときからわかつてる話ですよ。だから、さっき掲示板の話もされましたけれども、掲示板も、後でちょっと触れたいと思ひていましたが、最初の総合運動公園として買収した最初の土地の範囲に水色で区画されてると思ひてます。後でまた申します、具体的には。そういう中で、今のようなそんなときそんなときの流れの中で、位置するかといえば、市条例からすれば入ってないというし、今度は、市長の新年の挨拶をお聞きすると、それはまた別だという。どんなふう理解し、市民の皆さんにどんなふう伝えればいいですかね、迷います。

○市長（田畑誠一君） あの一帯は、将来の本市の目指す都市像として、体育施設として、市民の憩いの場として、競技力の向上を図り、さらにまた、交流人口を増やそうという熱い思いで、あの一帯を総合運動公園と位置づけて買収をさせていただいて、今日まで来ました。しかし、20年間かかかって塩漬けのまま、このまま行つたって、かえって市民のためにはならんのではないですか。だから、いつも議会の皆さんがおっしゃる民間活力を活かせという方向で、神村学園さんのほうから売却の申し出があつたから、議会の皆さんにお諮りをして、神村学園の手によってサッカー場を建設したわけでありませぬ。

今、広報の中に、総合運動公園内にと言つたら、条例上からいつたら入ってないですから、その言葉は間違いです。訂正しますけれども、ただ、私の思ひは、あの一帯は、皆さんは総合運動公園というふう位置づけているんじゃないでしょうか。言葉が間違いと言われるのなら、訂正いたします。

○16番（福田清宏君） いや、総合運動公園の敷地購入のときのいきさつはそのとおりですよ。市長が、そんな怒つて話されてもしょうがないんで。訂正するんだつたら訂正しますなんて、そんな紋切り型のお答えをいただいてもしょうがないんですが、それはそれとして、現実に売却した土地が市の土地だよと言わんばかりの表現では、市民はやっぱり納得しと思ひますよ。だから、条例上、違ふんであれば、総合運動公園に隣接してとか、言葉はあるじゃ

ないですか。市長が得意なところの言葉の言い回しはあるでしょう。

だから、運動公園内になくなったんですよ、売却した段階で。というふうに私は理解してますよ。あのかのときの議案の出し方とかいろんな流れからしてね。だから、お尋ねしてるわけであって、運動公園の活用の仕方とか、民活とか、そういうのはいいです、今は。今日は、そこは聞いていません。当たり前のことですから。だけど、現実には、さっき言いましたように、23年3月の議案第1号、それから、その後に出されました23号との兼ね合いからしても、市の運動公園内にあるということは、表現としてはまずいんじゃないのということ saying てるわけですから、それ以上のことを、今、ここでは言いません。というのは、もう言い尽してますから。運動公園のいろんなことについてはね、計画の段階から。だから、塩漬けの問題を、今、言われますけど、塩漬けにならんごと市有にされた当初でされればよかったでしょうよ、そんなふうな言い回しされるんだったら。だから、そんなのはいいんですよ、今日は。

今日、私が質問してるのは、繰り返しますが、公園内に神村学園の人工芝のサッカー場がありますかどうかということを知りたいんで、条例上ないということであれば、それでいいんです。それ以上は要りません。

先ほど、市長が触れられましたいちき串木野市総合運動公園案内図について少し伺います。

今のようなお考えなんでしょうけれども、これ、新しくつくられてるんですね、案内板は。さっき言いましたように、水色の枠内が総合運動公園の施設ですというふうに見えるような案内板なんですけれども、そこには1番の駐車場から14番の駐車場は番号を付して運動公園内の施設という案内がしてあるんですよ。ところが、水色の枠内には、パークゴルフ場、脳神経外科センター、そして神村学園サッカー場というのが記載されています。番号は振ってないんです。ですが、繰り返しますけれども、水色の枠内が総合運動公園ということですから、恐らく番号をつけなかったんだらうというふうに思うんですよ。

だから、その辺が、どうも見てて、あれ、どういうことなのかなというふうに思ったものですから、あえて案内図のことについても少しお尋ねをしたいということでございます。

○市長（田畑誠一君） 番号をつけてあったとかなかったとか、ちょっと私はよくわかりませんので担当課に答弁いたさせますが、先ほどのお話で、「総合運動公園に」というのは、さっき言いましたとおり、条例上で言ったら総合運動公園外であるわけですから、「に」というのは、言葉の間違いです。ただ、あなたのように高い見識で頭が切れたら、最初で気づいたんですけれども、あなたに追いつきたいぐらい広い心は持ってるつもりですけれども、「総合運動公園に」と書いた、その「に」は間違いですから、それは訂正をしておきます。ただ、おかげさまで神村学園が買って、あそこの運動公園をつくるということで、これはまちおこしにいいなど、待望の施設でということ、ついせんだってまでは、あの一角はどなたが考えても総合運動公園内だというふうに位置づけて、私はおられると思います、そういう思いで、緻密さが足らんかったんですけれども、「に」が間違いだったら、「に」は取り消しますので。今後、気をつけます。

○都市計画課長（古藺智久君） 総合運動公園にあります案内板に神村学園のサッカー場は明記してございますけれども、施設の番号は振ってないということでございます。我々としては、一応、これは民間の施設ということで、運動公園内にあるということで、水色の中には神村サッカー場というのを明記しております。だけれども、市の施設としてのところには番号振って、そのように位置づけしたところで、やはり、神村のは市の施設ではないということから、番号を振ってないところでございます。

○16番（福田清宏君） そういうことだろうとは思いますが、私は、水色の線の引き方が間違っちゃったと思いますよ。だから、2とか何とかの問題やないんですよ。売却した土地がどうして市の土地なんですか。どうして市の総合運動公園内なんですか。こっちが怒りたくなりますが。

いろんないきさつがあるでしょう、議案の出し方

や、いろいろ今まで。そういうことだと思いますよ。だから、水色が運動公園内とすれば、やはり、神村学園のところも、体育館の建設をしているところの道路のところに移さないかんだろうし、脳外科センターも入ってるんですよ、運動公園内に。パークゴルフ場は考えられんでもないですけどね。

そんな思いがしております、今日は市の土地でないのか、あるのか。ないとすれば、総合運動公園内という表示をすることはおかしいんじゃないかという思いから申し上げましたけど、あんまり、個人的な攻撃されると私も怒りたくなりますから、こんたいで、これはやめときましょう。

それから、課長、せっかく答弁だし、もう今度の議会で卒業でしょうから、多目的グラウンドの東側の駐車場に多目的グラウンドの使用についてという看板がありますね。900の600ぐらいの看板ですよ。倉庫の前。いやいや、誰でもいいから。答弁は求めませんから。駐車場の横にあるもんだから、駐車場にとめた車がバックして、何遍も当たってるんですよ。行ってごらんなさい、支柱が曲がってますから。だから、ちょっとグラウンド寄りに立て直せば大丈夫だろうと思うんですよ。やっぱり、みちみち、そういうのはわかっていると思うんで、そしてまた何台も何台も、駐車場として指定してあるために駐車して、そして頭から駐車した人がバックするときにそれに当たってということが繰り返されているようですから、ひとつ、そこは注意してください。それだけ申し上げて、次に入ります。

○議長（下田田良信君） 答弁はいいですか。

○16番（福田清宏君） いいです。答弁は要りません。通告しておりませんから。

三つ目は、運動広場等について伺います。

旭地区運動広場の現状と今後の課題についてお伺いするところです。

○市長（田畑誠一君） 旭地区の運動広場につきましては、整備当初は、地区のスポーツ大会や少年団活動、また、各種団体の集団練習等の利用がありました。今般の少子高齢化による団体競技、チームの廃止などにより、近年、運動広場の利用が激減し、現在は年に数回、グラウンドゴルフで利用されてい

る程度であります。

○16番（福田清宏君） 運動広場としては、非常に今後の課題としても、利用者減ということで大変だろうと思いますね。どうも、聞いていくと、管理は旭地区のまち協ですかね、してあるようなんですけれども、やっぱり少子高齢化が進む中で、定住人口をどうにかせなならんということからすれば、もう用途目的変更も視野に入れながら考えていってもいいのではないかなという思いがします。

私も、この運動公園には非常に愛着がありまして、三井鉱業株式会社さんから寄贈された段階からの整備でしたけれども、当時のスポーツ課の方々という語りながら、ああでもない、こうでもないということも含めて、トイレのお互い設計までも考えながら熱を入れて取り組んだ広場でありますから、なくすことには非常に抵抗もありますし、それではいかんのではないかと思いつつ、活用されないんであれば、やはり何かの使い道があってもいいんじゃないかな。今、少子高齢化が進む中であれば、もう過疎化も進んでどうにもならんという前に、定住人口をどうにかせなならんという施策のために、一部でもいいから、あるいは全部でもいいから、活用できるものであるならば、そういう道もあるのじゃないかなという気もするんですが、その辺はいかがでしょうかね。今後の課題ということでの御答弁がありませんでしたので、お尋ねをいたします。

○市長（田畑誠一君） 旭地区は、御承知のとおり、地形上、平坦な地域が少ないところでありまして、あんな運動広場というのは、大変、地域にとっても憩いの場として、また、スポーツ振興の場として、あるいはまた、あつてはなりません、大規模災害の避難施設等の場所としても大変、貴重な場所であります。今、旭地区まちづくり地域の皆さん方が、協議会において利用がなされてないと、どのように活用したらいいかと、まちづくり協議会の中でも一生懸命、吟味をしておられるようですので、今後、一緒になって活用方について検討していきたいというふうに考えております。

○16番（福田清宏君） まち協の協議待ちということで、やっぱり一生懸命協議していただけますよね。

もう一生懸命になってつくった広場ですから、私も非常に哀愁があります。そういう意味で、ひとつ、その協議を待ちたいと思いますが、ところで、この旭地区の運動広場はどの課が所管してるんですか。

○市民スポーツ課長（吉田裕史君） 市民スポーツ課が所管しております。

○16番（福田清宏君） それは、条例か、規定か、規則かありますか。あったら教えてください。

○市民スポーツ課長（吉田裕史君） 特に管理条例というのはございません。

○16番（福田清宏君） どうしてないんですかね。幾ら見つけてもないんですよ。どこにも載ってない、旭地区の運動広場というのは。あるのは、財政課の土地台帳に載ってるぐらいですかね。そして、スポーツ課が管理するのは何をもとにやってるんですか。何かがあって初めてスポーツ課所管としてやられるんじゃないの。スポーツ課を責めたってしょうがないんですよ、これは。本もとのところがないんだから。ないものを、またまち協でいろいろ協議して、活性化に向けて今後の課題解決のために話をしようという。だから、ないものをまち協に委託、管理してるという話になっていくんで、私もわかりません。私が開く限りでは見つかりませんでした。今、答弁をと言ってもあれでしょうから、少しその辺は検討してみてください。本もとの条例からはないんですから。そんな気がしています。宿題にしておきます。また、後日、何かのことがあったときには質問をして取り上げたいと思います。

次に、二つ目は、荒川のコミュニティ広場の現状と今後の課題についてお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 荒川のコミュニティ広場の現状であります。近年の利用状況を申し上げますと、元旦に荒川地区まちづくり協議会で新年会を兼ねて約50人ほどが参加するグラウンドゴルフが行われております。今年度は、それに加えて地元の花見などで、約40人の利用がありますが、その他の利用がないところであります。協議会内でも利用状況の低さを非常に懸念しておられまして、利活用増進策がないか検討されておられます。大変、苦慮されている事態であります。

市といたしましては、地元の皆さんの要望で建設したコミュニティ広場でございます。地元の皆さんと協議しながら、この広場のあり方について利用増進の方針や方策や運動公園以外の利用も含めて検討してまいりたいと思います。

○16番（福田清宏君） これは、農村交流施設条例の中にきちんとうたわれています。ですから、設置の目的もいろいろ書いてあるんですけども、やっぱり旭と同じで、高齢化になった皆さん方、それから、過疎になっていく姿の中でどうしようと悩んでいらっしゃると思うと思います。

この前、私、ちょっと通りがけにのぞいてみましたら、きれいに草刈りはしてありました。ですが、グラウンドはコケが生えていて、さあ何かしようかっていったって使い道がないんじゃないかという思いがして、のぞいてまいりましたけれどね。せっかく、それぞれの地区の皆さん方の思いが一つになってできたコミュニティ広場でありますから、その活用については、随時、やはりこうでもない、ああでもない、当然、まち協でもそうでしょうし、市の担当課にあっても、その辺についてのいろんな事柄を相協議していくという姿を前面に出していかないと、コケのむすまでの広場になってしまうんじゃないかというふうに危惧いたしますが、いま一度、お答えください。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、地域の皆さんの熱い要望をいただいてつくった広場であります。ただ、残念ながら、余り活用されていないという実態でありまして、何よりも地域の皆さん方が頭を痛められて、利用促進を一生懸命、どうしたらいいかと模索しておいでであります。皆さんと一緒に、市も一体となって、何らかの形で利用の促進ができないか、これから、努力をしてみたいと思っています。

○16番（福田清宏君） やはり、常に議題に供しながら相協議していくということが大切だろうなというふうに思うことでもあります。それでは、次に進みます。

四つ目は、学校給食の食器についてであります。

平成24年1月26日に学校給食会に出席をして食事

をいただきました。大変、おしゅうございました。ところが、最後のアンケートに何かあったら書いてくださいということでありましたので、食器が持ちにくくて、指がかからんとですよね、底に。指が底にかからんで持ちにくいものですから、つつい台の上に置いたままで食べてしまうという。やっぱり児童生徒もそうなんだろうなと思いながら、この食器じゃいかんぞという思いがいたしましたので、アンケートにもそのように書いておきましたが、今日はそのことについて質問をすることにしました。

それで、そのときの所長のお話の中に、近い将来、食器の買い換えを予定せないかんとですよという話もありましたので、食器の買い換えがもう話題に、お話に上がっているとすれば、やはり、食のしつけ、ちゃんと茶わんは持って食べなさいよ、いただきなさいよという、そういうしつけの一つとしても、やはり、指が引かかる食器の購入が必要ではないかなというふうに思いますので、そういうことからして、持ちやすい食器の今後の購入予定についてということでお伺いいたします。

○教育長（山下卓朗君） 学校給食用の食器を選定する場合、材質の安定性、それに取り扱いや作業性等を考慮して選定をしております。現在、本市におきましては、プラスチック製食器のパン皿、おかず皿、デザート皿の3種類を使用しております。この食器は、環境ホルモンの心配がなく、軽量で絵柄が入っており、適度に弾力があり、変形しにくく、落としても割れにくい等の特徴があります。県内の学校給食では、一部でステンレス食器を使用していますが、ほとんどがプラスチック製食器を採用しており、形状も本市の食器と同様な食器であります。

今後、食器を購入するときの選定に当たりましては、食器の材質や形状の変更によりまして、食器かごや配送用コンテナ、食器洗浄機や消毒保管庫等に影響が生じてきますので、慎重に検討したい、このように考えております。

お尋ねの食器の購入予定につきましては、学校給食センターの統合計画や建てかえ等も考慮しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

○16番（福田清宏君） さきに食まち議連の有志の

皆さんでうきは市の吉井中学校の学校給食をいただく機会があったんです。自校方式の給食で、ランチルームというところに、全校の生徒、1年生から3年生まで全校の生徒を寄せて、そこで一緒に昼食をとるという部屋ができておったところなんですけど、食器が持ちやすかったですね。いろいろ、また後、カタログ送ってもらって調べたところが、強化磁器製でした。ここまではまた金額的に、予算的に難しい面もあるのかなとは思いつつ、やはり、手に持って食するということのしつけはあきらめちゃいかんのじゃないかと思えます。

先ほど、教育長の答弁の中からいきますと、どうも給食センターの食器取り扱い上、都合のいい食器が購入されているようにしかちょっと聞こえませんでしたね、残念ですが、1,000枚近く、このいちき串木野市食のまちづくり宣言という額縁が市内に配られておりますけれども、この中の二つ目に「食育を進める」というのがありますし、三つ目には、「食に関する作法を学び」というのがあるんですね。これに近づけないといけないと思うんですね。作法を学ぶことができないんです、あの食器では。あの食器では、机の上に置いて、こぼれごと食べなさいという以外の指導は恐らくできないと思うんです。大人でさえも引かからないんだから、底に指が。そんな思いがして、今日は質問をいたしました。

次、購入の機会があるとすれば、その辺も、食の作法、しつけ、そういう点も多く視点をつぎ込んで、給食センターの扱いやすい食器も大事ですけども、食の作法にも力を入れる食器であってほしいなというふうに思いますので、そういうことでひとつ御尽力をというふうに思うんですが、いま一度、教育長お答えください。

○教育長（山下卓朗君） 大変、ありがたい御意見をいただいたと思って拝聴いたしましたけれども、ちょっと誤解もあるようでございますので、言わせていただきたいと思います。

この学校給食用の食器というのは、その材質によってそれぞれに違いがあり、長所もありますし、若干、短所もあるということだろうと思えます。本市が使用しているプラスチック製の食器は、材質はポ

リプロピレンというんですけども、先ほど言いましたように、衝撃に強い、弾力性があるとか、変形しないとか、重さも軽いとか、そして洗うときの騒音といたしますか、それも静かであるとか、そして落とすときも壊れないというような利点を備えている。今度は、先ほど御指摘の福岡県のうきは市で使用している食器などを問い合わせをさせていただきますと、これは、議員御指摘のとおり、強化磁器の食器を使っておられました。これは、衝撃性ということでは、本市が使っているものよりも破損しやすい。それから、重さも重い。2倍から3倍というようなこと。それから、食器を洗うときの騒音といたしますか、これもやかましい。それから、落とすと壊れやすいというようなこともありまして、また、長所もあるし短所もあると。

先ほど言いましたように、このようにかえると、持ち運びの食器とか、それを置く食器棚、それから、輸送用のコンテナ、サイズも変えていかなければならないというようなことでありますので、そのようなことを踏まえながら今後は検討していくということですが、議員御指摘の下のほう、高台というんだんですけども、台に乗せたときの丸い輪のところですが、それを両方較べてみますと、議員御指摘ですけども、そんなに差はないようなんですけれども、プラスチック製品ですので、中の熱が外に伝わりやすいというのは確かに欠点の一つだろうと思います。そういうことも踏まえながら、学年に応じた購入ができないのかとか、いろいろ持ち運びのことを考えながらということも十分検討をして、今後、購入をする際にはしていかなければならないんじゃないか、このように思います。

ありがとうございました。

○16番（福田清宏君） 次の食器の購入のときに、そういうことで、持ちやすい食器で、食事をする作法のしつけがしやすい、あるいは、いろいろ説明していく中での子供たちに納得してもらいながら作法を教えられる、そういう食器の購入をしていただくように期待をいたしまして、終わりたいと思います。

以上を持って全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下迫田良信君） 次に、西中間義徳議員の発言を許します。

[2番西中間義徳君登壇]

○2番（西中間義徳君） 通告に従い、学校の耐震化について質問いたします。

学校施設は、子供の学習、生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、どこよりも安心・安全でなければなりませんと思います。東日本大震災では、ピーク時に、1都10県で、622の学校が避難場所として活用され、その重要性が改めて証明されています。耐震化に関連して、東日本大震災でも、天井、照明カバー、内壁などの非構造部材が崩落し、子供が負傷した事例も報告されています。

非構造部材の落下は、軽微に見えて、危険であります。全国の公立小学校の34.7%に相当する1万校以上で非構造部材の危険箇所が指摘されています。阪神・淡路大震災、また、東日本大震災の被害例や、鹿児島県でも平成9年3月に起きた北薩地方を中心とする震度6弱の地震を経験しています。このとき、学校施設の窓ガラスが散乱し、また、柱の鉄筋がむき出しになったことを覚えています。学校の耐震化工事は、現在まで進められてはいますが、本市には五反田断層があり、また、先日、市来断層の存在が報道をされております。安心で安全な学校施設の耐震化と老朽化対策を進め、児童生徒や父兄たちが安心できるよう、一日でも早く耐震化工事を行うべきだと思います。

国の補正予算でも、学校耐震化は、公立小学校の耐震化率94%を目指しております。本市においても、この機会を捉えて国の補正予算を最大限に利用し、平成25年度以降に計画している耐震化等の事業を可能な限り前倒しして実施すべきであると考えます。まずは、学校の耐震化の現状と今後の改修計画について伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 西中間義徳議員の御質問にお答えいたします。

学校施設の耐震化の現状についてであります。

市内公立学校施設65棟中、昭和56年以前に建築さ

れた建物41棟について耐震診断を実施した結果、耐震性がないと診断され建物が22棟ありました。その中で特に危険性が高いと診断された建物7棟につきましては、市来小学校校舎をはじめとして平成22年度までに耐震大規模改造工事を完了したところであり、耐震性が十分でないと判断された15棟につきましては、羽島中学校校舎をはじめとして、5棟の耐震大規模改造工事を実施したところであり、残り10棟となっております。ちなみに、耐震化率は84.6%であります。

○2番（西中間義徳君） また現状をとということがありましたけれども、今後の改修計画について伺いたいというふうに思います。

○市長（田畑誠一君） 学校の耐震化につきましては、今後、26年度以降に工事をする予定である生福小学校、照島小学校、市来中学校及び串木野西中学校の校舎につきましては、国の財政措置等を勘案しながら早期に完了するように検討してまいりたいと思っております。なお、25年度は、冠岳小学校体育館及び川上小学校舎の耐震大規模改造工事、これは前倒しになりますけれども、また詳しく言ったら25年度にならんのかもしれませんが、生福小学校、照島小学校より25年度としては市来中学校の校舎の実施設計を予定しており、計画的に耐震を図っていきたいと思っております。冠岳小学校とか、川上小学校の耐震は、前倒しでやろうという計画であります。25年度に入ったときに、この生福小学校とか照島小学校及び市来中学校の校舎の実施設計をした、こういうことでもあります。

○2番（西中間義徳君） 残りの10棟ということですが、あと、生福小学校等を含めると、全てが終わるのは何年という形でされてますか。

○市長（田畑誠一君） 現在のところ、28年度を大体、めどとしておるところであります。ただ、一生懸命努力はいたしますけれども。

○2番（西中間義徳君） 今、28年度という答弁がありましたけれども、学校施設の耐震化については文科省が、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化の完了を目指すという目標を掲げていると思っておりますけれども、さきの東日本大震災の教訓を踏ま

えれば、本市においても学校の耐震化というのは早急に行うべきであるというふうに思います。28年度で完了というのではなくて、まず、前倒しで27年度に前倒ししてできないか伺います。

○市長（田畑誠一君） 先ほどからお述べになっておりますとおり、子供たちの環境、生命を守ること、耐震化は非常に大事であります。ただ、すぐ必要だということについては、御案内のとおり、これまで7億2,000万円投じて済ませております。残った分がまだあるわけでありましてけれども、さっき申し上げましたとおり、耐震性が十分ではないという、基準には一応、達しているけれども、十分ではないというところがあると残り10棟ありますので、できるだけ早い機会に国の財政措置等も勘案をしながら、早期にやっぱり完了するように努めてまいりたいというふうに考えております。

○2番（西中間義徳君） 次の時代を担う子供たちが大勢集まる場が、学校であるというふうに思います。また、子供たちは、自分たちで声を出すということはできませんので、やはり私たち大人が、責任を持って早目に安心・安全という形での環境をつくるということが大事であるというふうに思いますので、少しでも早く前倒しをして全て完了ができるようにしていただきたいというふうに思います。伊佐市は、この耐震化率が100%でありました。私もびっくりして伊佐市の議員に聞いてみたら、建物の耐震化というのは100%、しかし、この非構造部材への対応というのはこれからだというふうになりました。本市は、耐震化とともに大規模改修工事というのをやってきたと思いますけれども、これは評価したいというふうに思います。残りの今、10棟、学校においても耐震化と大規模改修工事と同時並行で行うのか、確認の意味で伺います。

○市長（田畑誠一君） 本市の耐震化率は、さっき申し上げましたとおり84.6%であります。県平均と比較をしますと、若干、ポイントが下がりますけれども、今、評価していただいたとおり、本市の場合は、合わせて同時に大規模改造もしております。例えば、一番最後に手がけたのは市来小学校でしたが、たしか大規模改造まで含めると1億8,000万円ぐ

ら이었다と記憶をしております。そういったことで、大規模改修も一緒に工事をしているものですから、本市の場合は、少し耐震化だけをとっていただければ率が下がるんじゃないかと思えますけれども、いずれにいたしましても、大事な子供たちの学び舎であります。安心・安全を確保するために、国とも掛け合いながら、できるだけ早くできるようにこれからも引き続き努力をしまいたいと思います。

○2番（西中間義徳君） 耐震化とともに、大規模改修工事で安全な形の学校にしていきたいというふうに思っております。

次に、学校施設の非構造部材への耐震化について伺います。

非構造部材の定義は、天井材、外壁、内壁、そしてこの照明器具、窓ガラス、書棚などがあります。耐震化が進み、建物の構造に被害がなくても、この構造部材が壊れて、児童生徒に被害が及ぶことも考えられます。平成9年3月の薩摩地方地震では、先ほども言いましたけど、震度6弱で県立高校の校舎に大きな被害が出ました。幸い、生徒は北薩地区の体育大会があり、被害を免れたことがありました。この地震で、教室は窓ガラスが散乱し、鉄筋コンクリートの鉄筋がむき出しになった映像を覚えております。学校施設の非構造部材への点検をされたのか、また、その結果について伺います。

○市長（田畑誠一君） 非構造物であります建物の外壁、内壁、天井、照明などは平成9年から順次、耐震診断による点検を行い、耐震大規模改修の際に耐震化を図っているところであります。また、その他の大規模改修工事として、平成23年度に市来中学校、本年度に照島小学校の外壁改修を行うなど、子供たちの安全性を確保するために優先度合いの高いものから取り組みを行っております。日常的な非構造物の点検につきましても、学校と連携して点検整備を行ってきているところであります。

○2番（西中間義徳君） 学校の体育館などというのは、天井が高く、地震のとき、天井材が落ちてくると大変危険であります。地震の際、この天井部材が落下したことは、全国的にも過去に数多くの例がありますし、インターネットを調べると、さまざま

まなの載っております。

東日本大震災の当日、東京の九段会館では、専門学校卒業式が行われて、学生、保護者600人が出席している最中に天井が崩落し、死者2名、負傷者26名の惨事を招きました。また、昨年末起きた山梨県の中央自動車道笹子トンネルで起きた天井板落下があり、多くの方が犠牲となる、痛ましい事故がありました。市内の小中学校の体育館では、耐震化と大規模改修工事天井部材などの工事が終わっていますが、串木野中学校だけの体育館がつり天井となっております。このつり天井をどうするのか、専門家の意見を聞きながらどう対応されるのか伺います。

○市長（田畑誠一君） この串木野中学校体育館のつり天井につきましては、文部科学省の点検の対象物件となっております。つり天井の耐震化については、文部科学省の明快な手法が示されていないので、先行事例などを参考にしながら、早い段階で耐震調査を予定していきたいと考えております。

○2番（西中間義徳君） 専門家じゃないのでわかりませんが、安心であるという形で、今後、検討するということですが、この間、山梨県の知事が、こういうことがありました。載っていました。国道の新御坂トンネルと県道愛宕トンネルの天井板を撤去する方針を決めた。笹子トンネルの事故を受けて検査をして、そして、大丈夫であるというふうに調査結果が、点検をして、直ちに天井板の落下につながるものではないという調査結果が出たわけですが、知事は、県民にはまだ不安があるということを受けて、利用者には安全・安心が必要と。だから、国の大型補正が実現したので、それを活用して撤去するというふうに決めたというのが載っておりました。今は安全であっても、いずれ、劣化があつて落ちてくると危険性ということも考えれば、やはり、早目に判断をされて、串木野中学校のつり天井については検討すべきだと思います。もう一度、見解をお願いします。

○市長（田畑誠一君） 串木野中学校の体育館は、モデルスクールとして、非常に格好いい、天井なんかもああいう形で建設をされたと思っておりますが、

それだけに、古くなったらいろいろ雨漏り等問題がある今の状況であります。したがって、先ほどからお述べになっておられますように、子供たちの学びの場、安心・安全が第一ですので、できるだけ早い段階で耐震調査を行っていききたいというふうに考えております。

○2番（西中間義徳君） 次に、その他の非構造部材の対応について伺いたいというふうに思います。教室の天井、内壁、外壁、窓ガラス、書棚などの対応についてであります。校舎は25年以上たつと、老朽化対策というようなことを言うようではありますが、特に市来中学校の校舎というのは、建設から50年近くになるんじゃないでしょうか。私たちもあそこで卒業しましたので、それからするともう45年、その前に学校ができてますので、耐震のI s値というのは、0.69ということで、基準値よりも高いということで、耐震化はされてきておりませんが、この天井内とか、その中の土台については、50年前とほぼ一緒の形ではないかなと。そういう意味で、先ほども言いましたように、地震で建物に被害がなくても、さまざまな非構造部材に被害が及ぶということがありますので、大変、心配であります。学校施設の天井材、窓ガラスなどの対応について伺います。

○教委総務課長（橋ノ口 実君） 市来中学校の校舎は、議員御指摘のように昭和35年から38年に建設されまして、50年程度を経過しているところでございます。国土交通省の基準のI s値の基準以下となっております。耐震性が十分でない建物というふうになっております。ただ、外壁につきましては、表層部等のはがれが生じていた関係で、平成23年度に外壁改修工事を行ったところでございます。耐震と合わせて大規模改造工事は、現在のところ、25年に設計を実施したいというふうに当初予算をお願いしておりますが、そこら辺で、大規模改造で、天井や外壁、内壁、そこら辺も含めて調査をしたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（西中間義徳君） 学校の教室の中で、一番怖いのはやっぱり窓ガラスだというふうに思います。この間、ロシアに隕石が落ちたときに、爆風でガラ

スが粉々に割れましたですね。あれを見て、レースのカーテンでもあれば、少し、この衝撃を和らげるのかなということを思いました。そういった意味では、窓ガラスの強化策というか、そういうことは考えていらっしゃるんですか。

○教委総務課長（橋ノ口 実君） 教室等の窓ガラスでございますけれども、先ほどから議員御指摘のように、阪神・淡路、そして東北大震災、あらゆる関係、今、お述べになられました落下の関係や、いろいろとガラスも破損して、けが等が生じておりますが、私どもの現在の耐震化の考えといたしましては、やはり、児童生徒の生命が一番大事ということで、それを守るためにはどうしたらいいかということで、躯体関係の耐震工事を最優先に取り組んでいるところでございます。確かに、ガラス等を強化ガラスにすれば、ある面、そこら辺、減少も考えられますけれども、全てをやるとなると膨大な予算も必要になってまいります。現段階におきましては、命に支障のある躯体の耐震化と、そして、大規模等を並行してやっていきたいというふうに考えているところです。御理解いただければと思います。

○2番（西中間義徳君） 今回できる総合体育館のガラスというのはフィルムを張ってあるとちょっと伺っておりますけれども、そういう対応というのは、今後ぜひ検討されて、少々金がかかるかもしれませんが、子供たちの安心・安全のためには、やはり必要なお金であるというふうに、私はそう思いますので、そういう対応をしっかりとやっていくことも大事ではないかなというふうに思います。

次に、学校の避難所の防災設備不足について伺います。先日の南日本新聞に、学校避難所設備不足と題して、備蓄倉庫を1%と、鹿児島県は全国最低との記事が掲載されておりました。学校は、災害時の避難所にもなりますが、市長は、この記事を見てどう思われたか、本市の状況について伺います。

○市長（田畑誠一君） 現在、避難所は46カ所あります。そのうち、学校、体育館が避難所となっているのは、第1避難所として4カ所、第2避難所として12カ所ございます。これらの中で、避難所としての施設整備をされる、例えば、水や食料とか、そう

いったものを整備されたものは今のところありません。

○2番（西中間義徳君） 次に、新年度に災害の水、食料の備蓄を始める予定でありますけれども、これは非常に評価したいと思います。今後、地域のポイントとなる学校の体育館、空き教室などを利用して、災害用の水、食料などを備蓄する考えはないか伺います。

○市長（田畑誠一君） 防災拠点として学校の体育館の整備を位置づけてということだと思いますが、現在のところ、学校体育館等を防災拠点施設として整備する予定はありません。今年の10月完成予定の総合体育館は、非常時に井戸水が活用できるほか、多目的トイレや非常用の発電施設、テレビ、インターネット回線などが整備されることから、ここを防災拠点施設として活用することとしております。

今後、災害時における避難所のあり方や医療体制の確保など、医療防災計画全体について見直ししていくこととしております。その中で、防災拠点としての学校体育館等のあり方についても検討していくことになると考えております。

失礼しました。学校施設への水や飲料等の備蓄についてであります。学校施設に水や食料品等の備蓄はありませんが、本市の災害用物資等については、県への支援要請など関係機関との連携、協力を含めた対応をとることとしております。具体的には、災害時に市内での食料の確保が困難になったときは、米穀販売業者や県を通じた米の調達、県の備蓄食料の支援要請のほか、県がコンビニエンスストアやスーパーなどの流通業者と締結している協定を通じて物資を調達することとしております。また、市独自で災害時において飲料水のほか、石油ストーブなどの冷暖房機器、毛布やタオル、ティッシュ、ポリ袋などの日用品、段ボール製の簡易ベッドなどを供給していただく協定を民間業者と締結をしておりますので、必要に応じて物資の調達はできるものと考えております。

○2番（西中間義徳君） 3日間の災害の物資を協定でというのはわかります。だけど、例えば、道路が寸断をされて通行ができないと、車の移動ができ

ないというのが災害なわけですので、ある程度の備蓄というのは要所のところに必要であると、私はそう思います。幾ら応援体制があっても、道路を通ることができなければ、そのことは生きてこないのではないかというふうに思いますので、やはり、最初の3日間と言われますので、そういうさまざまな対応というのは必要かなというふうに思います。

それで、今、少し答弁されましたけれども、学校施設というのは、児童生徒の学習生活の場であるとともに、地域住民の応急避難所となるため、あらかじめ、避難場所として必要な諸機能を備えておくことが重要だとして、学校施設の防災機能の整備について、学校として、県の教育委員会のホームページに載ってましたけれども、薩摩川内市の永利小学校、出水市の米之津小学校が紹介されておりました。市内の要所の学校を避難所として整備する考えはないか伺います。

○市長（田畑誠一君） 今年の10月完成予定の総合体育館は、非常時に井戸水が活用できるほか、多目的トイレや非常用の発電施設、テレビ、インターネット回線などが整備されることから、ここを防災拠点施設として活用することとしております。今後、災害時における避難所のあり方や医療体制の確保など、地域防災計画全般について見直ししていくこととしております。その中で、防災拠点としての学校体育館などのあり方についても検討していくことになると考えております。

○2番（西中間義徳君） 先ほど、総合体育館が避難場所、施設になるという答弁があったかと思えますけれども、私は、総合体育館の位置づけが串木野地域ということ、そしてやはり、市来と羽島にはやはりそれぞれ備蓄の倉庫が整備される、そういう拠点があってもいいのではないかというふうに思います。串木野の総合体育館が防災機能を備えるということで、文科省の1億8,000万円の助成というのはあると思えますけれども、そこだけ1カ所の集中ではなくて、学校の体育館を使うということで、市来地域、そしてまた羽島地域という形があれば、市民の皆さんも安心をされるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、今後、そのことについては

検討していただきたいというふうに思います。

災害というのは、いつ起こるかわかりませんし、また、どんな規模かもわかりません。災害時に安心して対応できる施設を準備しておくということは大事だというふうに思いますので、引き続き、検討していく課題であるというふうに思います。次の質問に入ります。

次に、食物アレルギーの対応について伺います。

昨年12月、東京都内の小学校で給食を食べた女子児童が食物アレルギーに伴う急性症状、アナフィラキシーショックの疑いで死亡するという大変痛ましい事故が起きました。女子児童は、乳製品にアレルギーがあり、おかわりの際に教員が誤って配った粉チーズ入りのチヂミを食べたことが原因と見られています。文部科学省が2007年に公表した調査によると、公立小中高、高校生が含まれていますが、これ全体1,280万人の2.6%はアレルギーを持っているそうです。日本スポーツ振興センターの推計では、2005年から2008年度に学校給食によるアレルギー事故が804件あり、189件は命に危険があるアナフィラキシーショックに至ったとの報道記事もあります。こうした悲劇を二度と繰り返さないためにも、徹底した検証と再発防止の構築が急がれています。

本市の小中学校に通う児童生徒で食物アレルギーを持っている児童生徒の人数と、この児童生徒に対する給食センターの対応と、学校で配ぜんをする際の児童生徒に対する対応について伺います。

○教育長（山下卓朗君） 現在、本市において食物アレルギーのある児童生徒は51人おります。そのうち、学校給食で対応している者が、2月末現在で30人、小学校23名、中学校7名、30名おります。食物アレルギーへの対応につきましては、まず、食物アレルギーのある児童生徒の保護者が、医師の診断書等の必要書類を学校に提出します。それをもとに保護者、学校や学校給食センター関係者が一堂になって、一緒になって、一人ひとりの対処法について話し合いをし、具体的に決定をします。そして、学校給食センターでは、それぞれのケースに応じた除去食、アレルギーのもとになっている食材を取り除いた食事の除去食、また、代替食等の対応を行います。

各学校では、一人ひとりの対応食を個別の容器に入れて配送しております。各学校では、担任等がアレルギー対応食が確実に配ぜんされるかを見届けるようにしております。

○2番（西中間義徳君） 給食センターのほうでアレルギーにかかるやつを全部除いて、そういう食材を投入して使っているということでありました。それぞれ、個人用につくっていらっしゃるということですが、先日の朝日新聞では、杉並区の小学校では、調布市での事故を受けて、アレルギーの子供向けの食べ物を調理師が、担任か本人に直接渡すようにしたと。そして、器に、対象名やどういう献立に何を加えたかを記したラベルをつけていると。ここの校長先生は、ミスは起こり得る前提で何重にも対策をとることが大切だと報道をされておりました。事故を未然に防ぐために複数の目でチェックする体制ができていないか伺います。

○教育長（山下卓朗君） 事故を未然に防ぐチェック体制ということの御質問だと思いますけれども、本市の学校給食センターでは、食物アレルギーの対応食を栄養教諭等が調理を行い、調理後は、別の職員が氏名と除去内容を再確認をして、配送用コンテナの所定の場所に入れ込んでいます。また、学校では、配送コンテナの対応食を給食担当教諭や養護教諭等が氏名や学級等を確認して本人の学級の食器かごに入れ込み、担任は再確認して本人に渡しております。このように、複数の目で確認するように努力をしております。

○2番（西中間義徳君） アレルギーの症状というのは目に見えない部分の中で進行していきますので、絶対に事故がないように複数の目でチェック体制というものはしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

次に、この調布市の児童というのは、重い食物アレルギーの人に処方されるエピペンを持っていたけれども、この注射を打つのを本人が嫌がったということもありますし、学校も打つ対応がおくれたということも指摘をされております。アレルギー疾患の中には重篤な症状を引き起こす場合もあります。アレルギーを持った児童生徒が誤って食べた場合の

学校の対応を伺います。

○教育長（山下卓朗君） アナフィラキシーという名前が出てきましたけれども、これは重い急性のアレルギー反応だと言われておりますが、このアナフィラキシー発生の対応について、本市での食物アレルギーを訴える児童生徒の実態は、口の周りが赤くなるとか、じんましんが出る等の軽症でございます。今後は、アナフィラキシー症状発生の場合に備えた対応についても検討してまいりたいと考えております。

○2番（西中間義徳君） また、後で言いますけれども、学校マニュアルとか、そういうものはつくっていらっしゃるんですかね、こういうものに対して。アレルギーに対しての学校での対応のマニュアルというのはつくっていらっしゃるんですか。

○教育長（山下卓朗君） 今、説明を申しましたように、食物アレルギーの児童生徒についての対応は、それぞれの学校で話し合いはしておりますけれども、実際にこの重い症状を呈している児童生徒の訴えは保護者からは来ておりませんので、そのことについてどうするという事は、具体的にはそれぞれの学校では決めておりません。

○2番（西中間義徳君） 朝日新聞の記事によると、アレルギーに対する周りの理解が実際に役立つ例として、14歳の女子生徒が給食のイチゴを食べたときに、友達が本人よりも先に顔色がおかしいと気づいて職員室に走り、救急車を呼んで最悪の事態を防げたということが書かれておりました。このアレルギーを持つ親の方が、何かをしたときにそこにいる人に助けてもらわないといけないと、教職員や級友の理解が不可欠であるというふうに言われております。また、食物アレルギーを持った児童生徒に対していじめなどが起きないように、アレルギーに対して、アレルギーを持ってない子どもたちにどういふふうな形で周知をするのか伺います。

○教育長（山下卓朗君） 学校の教職員とか児童生徒等への周知の件だと思いますけれども、各学校の教職員へは、自校の食物アレルギーの実態と対応について周知を行ってきているところであります。特に担任には、対象児童生徒への対応食の確認と学級

内の他の児童生徒への理解と協力が図られるよう指導を行っております。議員御指摘のとおり、十分に食物アレルギーに対する理解がない場合は、無視をしたり差別をしたり、偏見を抱いたり、そのようなことが結果的にはいじめにつながったり人権侵害へもつながっていくという危険性がある、そういうことも踏まえながら、担任や児童生徒も含め、関係者全員がアレルギーへの共通理解を持つことが必要であると、このようなことを踏まえて指導を行っているところであります。

○2番（西中間義徳君） これはもう本当に大事なことなので、しっかり周知というのをさせていただきたいというふうに思っております。

この食物アレルギーなどの重篤な症状に対処するアドレナリン自己注射薬、別称エピペンというのがあります。このエピペンというのは、アレルギーの重篤症状が出たときに本人が打てる注射であります。ショック症状を和らげる効果があり、以前は1本が1万2,000円から1万5,000円と高価でしたけれども、2年前に保険適用がされております。

エピペンというのは、これぐらいの大きさで、自分の太ももに服の上からでも打つことができるということですが、安全キャップを外して、太ももに押し当てて使用できる、洋服の上からでも注射ができます。命を脅かす症状というのは短時間のうちに緩和しますと。急激に症状が進行するアナフィラキシーショックというか、アレルギーが出たときには、30分以内に打てるかどうかで生死を決めるというふうに言われております。本市に自己注射薬エピペンを処方されている児童生徒がいるか伺います。

○教育長（山下卓朗君） 食物アレルギーのある児童生徒の保護者の申し出では、本市ではエピペンの必要性を医師から指示をされている児童生徒はおりません。

○2番（西中間義徳君） 本市にはいないということでした。今、薩摩川内市ではいらっしゃるということを聞いております。今後、そういう児童生徒はいずれは増えてくるというふうに思っておりますけれども、いないということでしたけれども、仮に、そういう処方されている本人がぐあいが悪くなった

とか、また、年少で打てない場合という、そういう対応を伺います。

○教育長（山下卓朗君） 今後、エピペンが必要な児童生徒が転入学してきた場合は、学校医や専門医と連携をとりながら、また、保護者と緊密な連携をとりながら、具体的に対応すると、そのような方法を考えなければならないと、このように思っております。

○2番（西中間義徳君） 実際にまだ本市にはないわけですが、学校にエピペンを持ってきたときに、保管場所を決めておくことが大事だという記事がありました。そういう対応ができているかどうかについても、各学校にそういう備えがあるかどうか伺います。

○教育長（山下卓朗君） エピペンに関する情報等を読んでみますというと、原則としてエピペンは本人が打つと、このように書いておりますけれども、どうしても本人が打てない場合、例の調布市での状況は、本人が持っているエピペンを担任が「打っていいか」と言ったら、「今打たなくていい」と、こう本人がはっきりと拒否をしたそうですけれども、それがあのような大きな事故につながっているということですので、そのような例もいろいろ考えながら、エピペンの保持や保管場所につきましても、それぞれのケースに応じて、あらかじめどのような対応をすればいいのかということで保護者とか医師とか校医とか、そのような関係者と十分話し合いをして、対応策を講じていなければならないと、このように考えております。

○2番（西中間義徳君） 今、いろいろ質問をしましたが、やはり、これから出てくると思いますが、ある程度、マニュアルというものを各学校に備えることは大事かなというふうに思いますので、ぜひ、それは検討すべき課題かなというふうに思います。

次に、千葉市では、エピペン処方児童生徒の救急搬送システムというのをつくっております。このシステムの概要は、エピペンの処方を受けている児童生徒が在籍する学校と消防局が情報を共有して、アナフィラキシー発症時に迅速かつ適切な対応がとれ

るような救急搬送システムの構築を図っておりますという概要であります。内容としては、学校は保護者の同意を得て、消防局に当該者情報、かかりつけ医や緊急連絡先などを提供すると。消防局は、その情報を総合指令情報システムに登録をする。児童生徒がアナフィラキシーを発症し、救急搬送が要請された場合には、登録された情報がオンラインで救急隊へ伝達をされる。救急隊は119番指令センターに24時間常住している医師からの的確な指令や助言に従って適切な対応を行い、登録された医療機関へ搬送しますという内容であります。

エピペンの効果というのは打って20分か30分というふうに言われております。そして、必ず医療機関に受診をするということが大事だというふうに言われています。24時間、医師が対応するというのは非常に厳しいと思っておりますけれども、こういうふうなアレルギーを持った人を、エピペンを処方されたときとか含めて、もちろん家族の同意が必要ですが、その同意を得て、千葉市のような消防署に事前に登録できないかを伺います。

○教育長（山下卓朗君） 議員がお話をされた中では、消防署との連携ということで、文部科学省の通知の中でも連携を密にするようにというような内容の文書が届いております。消防署への事前登録につきましては、学校医や専門医の指導のもとに保護者の同意を得た上で、地域の消防機関との連携を図る必要がある、このように考えております。今後、課題として検討してまいりたいと考えております。

○2番（西中間義徳君） 事前に登録があれば、救急隊もそういうふうな対応が早くできるというふうに思いますので、ぜひ、これは検討していただきたいと思います。

アレルギーとかエピペンの処方については、養護教諭や栄養士などの特定の人に任せるのではなくて、学校全体の共通理解が大事だというふうに思います。調布市では、この例は、今、ありましたけれども、注射を嫌がったと、対応がおくれているうちにぐあいが悪くなっていったと。アレルギーに対する共通理解を深めるために、小中学校の教職員への研修をする考えはないか伺います。

○教育長（山下卓朗君） 教職員への研修につきましては、校長、教頭研修会や養護教諭等研修会において、適切な対応がなされるように現在まで周知徹底を図ってきております。それを踏まえ、各学校では、食物アレルギーのある児童生徒の周知や症状が発生したときの対応や連絡体制について、教職員の共通理解を図り研修を行っております。

食物アレルギーに対応する研修の必要性は、今後、ますます高くなっていくと考えられますので、教職員の食物アレルギーに関する認識を十分に高められるような研修の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

○2番（西中間義徳君） するということでありました。次に、幼稚園、保育所の教諭や職員についての対応を伺います。

○福祉課長（中尾重美君） 保育園の件についてお答えいたしますが、保育園におきましても、独自に厚生労働省から配付されましたDVDを使って研修するとともに、市保育連合会での協議、あるいは県保育事業大会での講演等を通して、職員が共通理解を深め、事故等のないように努めているところでございます。

終わります。

○2番（西中間義徳君） 最後に、私立幼稚園にも多くの園児が通っております。私立幼稚園にも教職員の研修はどのように行うか伺います。

○福祉課長（中尾重美君） 私立の保育園のほうですが、先ほど申しましたDVDの関係が、去年は24年10月に厚生労働省から配付されております。それを前園に配付しまして、各園ではそれぞれ研修を行っている聞いております。先ほど申しましたように、市保育連合会、あるいは県の保育連合会、そういうところの研修を通じましても、アレルギー対応に関する協議、講演等があり、職員の能力向上と共通理解を深め、事故のないように努めているところでございます。

終わります。

○2番（西中間義徳君） 食物アレルギーを持つ児童生徒というのは今後増えてくる傾向にあると思います。本市の児童生徒が食物アレルギー事故に遭わ

ないように、何重ものチェック体制で、安心して学校生活を送れるようにと願い、質問の全てを終わります。

○議長（下迫田良信君） 以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日は、これにて散会します。

散会 午後2時55分